

第七十一回国会 建設委員會議録 第二十一号

昭和四十八年六月二十日(水曜日) 午前十時三十四分開議

出席委員

- 委員長 服部 安司君
- 理事 大野 明君
- 理事 田村 良平君
- 理事 村田敬次郎君
- 理事 渡辺 栄一君
- 理事 井上 普方君
- 理事 福岡 義登君
- 理事 浦井 洋君
- 今井 勇君
- 小沢 一郎君
- 小淵 惠三君
- 梶山 静六君
- 渡谷 直藏君
- 野中 英二君
- 林 義郎君
- 廣瀬 正雄君
- 宮崎 茂一君
- 渡部 恒三君
- 清水 徳松君
- 中村 茂君
- 森井 忠良君
- 渡辺 徳蔵君
- 瀨崎 博義君
- 中島 武敏君
- 新井 彬之君
- 北側 義一君
- 渡辺 武三君

出席國務大臣

- 運輸大臣 新谷寅三郎君
- 建設大臣 金丸 信君

出席政府委員

- 運輸省港灣局長 岡部 保君
- 建設大臣官房長 大津留 温君
- 建設省河川局長 松村 賢吉君
- 建設省河川局次長 川田 陽吉君

委員外の出席者

- 環境庁企画調整局長 三喜田龍次君
- 局企画調整課長 増満 二郎君
- 水産庁漁政部長 原野 律郎君
- 通商産業省化学工業局窯業建材課長 曾田 忠君
- 建設委員会調査室長 曾田 忠君

委員の異動

- 六月十九日 石井 一君 補欠選任 丹羽喬四郎君
- 石井 静六君 倉石 忠雄君
- 濱田 幸一君 小山 長規君
- 同日 倉石 忠雄君 補欠選任 梶山 静六君
- 小山 長規君 石井 一君

- 同日 石井 一君 補欠選任 今井 勇君
- 濱田 幸一君 宮崎 茂一君
- 船田 中君 小淵 惠三君
- 佐々木更三君 中村 茂君
- 同日 辭任 補欠選任 石井 一君
- 今井 勇君 宮崎 茂一君
- 小淵 惠三君 中村 茂君

- 同日 辭任 補欠選任 石井 一君
- 今井 勇君 宮崎 茂一君
- 小淵 惠三君 中村 茂君
- 佐々木更三君 中村 茂君

六月十八日
青森市都市計画区画整理清算金解決に関する請願(竹中修一君紹介)(第七三七七号)は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
公有水面埋立法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二〇号)

○服部委員長 これより會議を開きます。
公有水面埋立法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中島武敏君。
○中島委員 今日、非常に大規模な公有水面の埋め立てが行なわれて、臨海工業地帯がたくさんつくられる。そのことによって各種の公害が激発をしてくる。海は死の海と化している、こういうのが実態であります。こういうおそろべき実態を救うために、公有水面埋立法の全面的な改正に大きな期待を持った国民が多数いたと思うわけでありませう。ところが今回の改正案は全面的な改正ではありません。部分的な改正です。なぜ部分的な改正にとどめられたのか。国民の期待は、いま申し上げたように全面的な改正、そしてそれによって住みよい環境を守るといふことにある。この点ひとつ最初に大臣から御説明願いたいと思います。

○金丸國務大臣 お答えいたします。
公有水面埋立法の法律は、御案内のように大正十年に制定されたもので、かたかなで書いてある法文でございまして、いまの時代からいえばまさに陳腐な法律であると私も思います。私も全面的に改正すべきだという考え方を持つ一人でございますが、これが全面的に改正でございまして、いろいろ埋め立て許可権の問題等について合意に至らないという面もありまして、全面改正ができません。そこで私は、この法案については今回の国会に提案することを差し控えようかと考えたわけでございまして。しかし、一歩前進だという意味で出したほうがよろしいという考え方を持たれる方もありましたので、それでは一応この一部改正は一部改正として出して、なお全面改正という問題については今後鋭意努力して、近い将来に改正に踏み切っていくたい、こういう考えのもとに今回一部改正

ということに相なったということを御理解いただきたいと思っております。

○中島委員 運輸省の方、来ておられると思いますが、公有水面の埋め立てのほとんどは港灣区域内において行なわれているわけでありませう。そして今日まで産業公害の主要なものはこの臨海工業地帯、臨海コンビナートに集中をいたしておられます。このことについて運輸省はどういうふうにお考えになっておられるかということについてまず伺いたいと思っております。

○岡部政府委員 お答え申し上げます。
ただいま先生御指摘ございました事実、私ども確かにそのとおりだと存じます。非常に問題点が起きておることは事実でございます。従来から私も埋め立ての、われわれの立場で申しますれば認可という立場になりましたが、そういう立場におきまして、いわゆる国土の適正な利用と申しますか、あるいは公害防止であるとか環境保全というものを念頭に置いてしてきてきたつもりでございます。また、環境庁あるいは環境関係の都道府県の部局というものの意見も聞きつつ進んできたつもりでございます。ただ、非常に大規模になってきておるといふことが一つの大きなわれわれの反省しなきゃならぬ点じゃないか。したがって、従来のような考え方ではなかなか環境制御ということができにくい。いままででしたらこの段階でできたというものも、非常に集中したところの段階でできたために問題が起きたというところは確かにいえると思っております。したがって今後、従来はいわゆる行政指導というふうなところでやってきたわけでございましてけれども、これを今回の法改正によりまして、いわゆる法定された一つの手続というものを、先ほど建設大臣の御答弁にもございましたが、まだまだ不十分だと存じますけれども、少しでもよくしようという考え方で法律を改正して、手続を少しでも進めていきたいという考え方でございまして。

○中島委員 重ねて運輸省に伺います。いままでやられてきた埋め立てが、公害の防止あるいは環境の保全という上で、そのために努力してきたつもりである、しかし非常に大規模な埋め立てが行なわれるためになかなかひずりかかったので、今度の改正案で幾らかでも前進をはかった、こういうお話でございましたね。それで重ねて伺いたいのですが、今度の改正で、いま運輸省が申されたようなことがほんとうに保障されるかどうかという点であります。これをひとつ伺いたい。

それからもう一つは、この問題は単に今度の改正案だけではなくて、従来からとってこられた臨海工業地帯を大規模に形成していく、埋め立てによって造成をしていくという問題と不可分だと思っております。そういう点で、この政策については一体どういうふうに考えられるか。つまり、大規模な埋め立て、大規模な臨海工業地帯の建設、この問題についてはどういうふうに考えておられるかという、その二点を伺いたい。

○岡部政府委員 ただいま二点の御質問があったわけですが、第二点のほうからお答えを申し上げます。

私も、従来のいわゆる臨海工業地帯の土地の造成というものが私どもの直接の担当でございまして、いわゆる臨海工場、臨海工業を大いに進めてきたことが戦後の日本の経済の復興に非常に役に立ったことについては、まだ相変わらずさうであるという事は信じております。先ほども申しましたように、いわゆる臨海性の装置型の工業、基礎資源型の工業、こういうもの——日本の経済は国際経済から見ましていわゆる加工貿易型で進まなければ国際収支は保てないというよきな感覚から申しますと、この臨海工業というものが非常に経済的なメリットがあるという点でございまして。ただ、よくいわれますが、経済性を追求したあまり環境問題に対する配慮がいささか欠けるところなとしなかつたという点の反省があるわけでございます。したがって、今後の問題といたしましては、やはり経済性の追求だけでは

いけない、環境問題というものもあわせて考えていくという場合に、これはある意味ではいままでのような臨海性工業地帯の造成というものをむしろ否定するような姿になるかもしれません。

それから、たとえば臨海性と申しましても、陸上の原材料の短距離の輸送であったりあるいは製品の輸送であったり、そういうものは非常に輸送手段が進んできております。たとえば液体であればパイプライン、あるいは粉体であればベルトコンベアとかニューマティックのシャットとか、そういうような手段が非常に進んできております。

したがって、そういうものを活用すれば、臨海工場といままでいわれておったようなものでももう少し分散配置ができるのではなからうかという感じもいたします。したがって、従来のような姿と今後全く同じような姿で、たとえば一つの湾の中へべったりと工場が並び立つような埋め立て地を造成していくというような姿であったり、いかどるかという点については、今後相当検討の必要がございまして。したがって現在これも検討している最中でございまして。ただ、今後ともそういうような問題については、全くそんなものは考える必要はないのだ、いま申しましたような検討の必要もないのだというような考え方はとるべきではないという考え方を私は持っております。

そこで第一点の御指摘でございまして、今回の法改正によって十分さういふ保障ができるかどうかという点につきましては、私ここで何とも申し上げるものがございせん。ただ、私どもとしては少しもよくしようという点で、これが非常に満足すべき姿の保障がとれることであるかどうかという点については私ども申せませんけれども、いままでやっておりましたものの現状よりよくなる考え方に立って、現在の法改正という点——これは先ほどの建設大臣の御答弁にございましたように、全面改正になればこれは別でございまして。ただ一部改正といたしますと、やはり現段階のこのお出ししている案がベストではないか

という考え方を私どもは持っております。

○中島委員 重ねてお尋ねします。現在どういう年次計画をもって埋め立て計画を進めておられるか。

○岡部政府委員 いわゆる用地造成と申しますか、港湾区域内の臨海部の土地造成計画のいわゆる一つのオーソライズされた長期計画をどういうふうに考えておられるかと伺います。

そこで私どもの考え方では、いわゆる港湾整備緊急措置法という法律に基づきまして港湾施設の整備計画、これは五ヶ年計画と、はつきり閣議決定されましたものを持っておるところでございまして。そこで現在は第四次の港湾整備五ヶ年計画、総投資規模二兆一千億円ということで、昭和四十六年度から五十年間という五ヶ年計画というのを持っております。これのうちにも土地造成部分が含まれております。と申しますのは、いわゆる港湾施設をつくる、たとえば埠頭をつくる、それいたしましたその埠頭の土地は一緒につくる、そればならない。ただこれは公共事業で補助事業の対象になっておりませんものから、港湾機能施設と呼んでおりますが、そういう埠頭の用地のような計画はこの五ヶ年計画に含まれておるります。

ただ、臨海部のいわゆる工業用地あるいは最近のような都市再開発用地、こういうふうなものについては五ヶ年計画あるいは長期計画というものについてオーソライズされた計画は私ども持っておりません。と申しますのは、むしろ各港湾の管理者が港湾計画というのを立てたのがたまたまございまして、その港湾計画を立てた管理者の意思というものがそれぞれ港湾でありまして、その中には当然さういふような計画も含まれております。したがって、たとえば私どもが現在の五ヶ年計画というものをベースにして考えますと、それに伴ってさういふ土地をこの五ヶ年間に管理者が要望されておるといふようなものを取りまとめたものはあるわけでありまして。ただ、これは

あくまでも政府でオーソライズした計画であるという立場はとっていないわけでございます。

○中島委員 いまのことに関連しますけれども、港湾関係起債事業計画書、こういうのがありますね。それから長期的観点に立った臨海工業地帯整備計画の策定とその方法に関する報告書というふうなものも作成されておりますか。これを資料として提出していただけますか。

○岡部政府委員 ただいまの資料要求、二点ございましたが、第一点の起債事業の計画書、これは先ほど申しましたように四十六年度から五十年度の五ヶ年計画に伴うものでございまして。これにつきましては先ほど申しましたように、現在各港について年々是正をいたしておりますが、たまたま四十六年度から五ヶ年計画をやるといふことで、四十五年の八月に取りまとめたものがございまして。これはございまして資料として提出させていただきます。

それから第二点でございました資料、これは実は十年ほど前の調査資料でございまして、現実の問題といたしましては、いま余部が全然ないのでございまして。したがってこれは資料として御提出するという事はちょっと不可能でございまして。たとえばこの資料のどういふ点でこれを増し刷りをせよとおっしゃるのならばこれは可能でございまして。資料そのものをここに提出するという事はちょっと不可能でございまして。

○中島委員 ないわけではないのでしょ。初めのほうは出していただけるといふことで、それから八年前のものでございまして、十年前とおっしゃいましたが、八年前の調査の結果を取りまとめたものでございまして。したがって、これは実は一部は当然私どもも保存いたしておりますので、一部あることはもう否定いたしません。ただ、資料としてこれを御提出するというのは、当方にもそのリプリントをするなり何なりしなければ

はいかぬという点でたゞいま申し上げた次第でございます。

○中島委員 せりりプリントして出していただきたいというように思っています。いかがですか。

○岡部政府委員 ちよつと時間がかかりますけれども、御要望であれば提出させていただきます。ただ、特にお急ぎであれば、どこかの部分という点、御指摘があれば、その部分のリプリントを先にさせていただきますかと思っております。

○中島委員 現在行なわれております、先ほどお話のあった新しい五カ年計画ですね、これがどういふ方針によって作成されているか、つまり内容的にどうですか、というところでありまして。これは、ある論文によりまして「これを全部拜見したら非常にはつきりわかると思うのですが、まだ資料として私手元にいたしておりません、先ほど資料要求したばかりですから。これによりまして、公害問題というの最後の一行ぐらゐに、公害防除のために必要な配慮を加えるというふうにあるだけでございまして、実際には新産都市を進める、工特を進めるといふことが具体的な内容となつてはおりませんか。

○岡部政府委員 ただいまの点でございしますが、これはちよつとおとを返すようになりまして、けれども、私どもの考え方、いわゆる新産都市計画あるいは工業整備特別地域の計画等の計画が確かにベースであったという点については、たゞし、それが、そういうふうな考え方があるいはそれ以外の新たな新全般的な考え方、そういうものを織り込んでおきます。そういう計画自体で、確かに新産都市の整備計画あるいは工特の整備計画という点で環境問題に視点が薄かったというふうなことは御批判があると思っておりますけれども、そういう計画で一つの考え方というものは、まづとまっております、そういうものに従つてのものであるというふうにも考えておきます。たゞし、新全般的になりますと今度はだゞ環境問題というのには、また御批判があるかもしれません、新全般的自体、相当環境問題というのには力説し

ているところでございます。したがつてそういうふうな考え方、ベースの計画というものと、当然それぞれの港灣の管理者の立てる港灣整備計画というものと、両方が合わさつた一つの計画が出てきておるといふふうなところでございまして、ああいう計画の中にその点を力説しているし、かたが足りないといわれれば、いまだあつたら確かにもっと力説したとは思ひますけれども、決してそれほど無視しておつたという考え方では私はないと思つておられます。

○中島委員 新産、工特をどんどん進めるといふことで、現実にはもう冒頭申し上げたような、今日のきわめて大きな公害問題が発生してきているわけですね。現在、やはり問題は、この方針を、はつきり転換する。そしてそのためには同時にまた、全面改正じゃなくて一部の改正、法律の問題でいへば、ということでは私はこれは救われないうのじゃないかというふうに考えているのです。しかし、きょうはこれ以上この問題についてここで議論をどうしようということではありません。

具体的な問題に入ります。第三条の關係なんですけれども、今度の改正案によりまして、「都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトモニ」云々と、こうなつておられます。そこでお伺いしたいのですけれども、告示の方法が法律で規定されておられませんけれども、実際にはどんな方法でやられてきたものでしょうか。

○松村政府委員 お答え申し上げます。従前どういふ方法で告示されてきたかという御質問でございまして、従前の埋立立ての關係につきましても告示をいたしましては、免許の際に告示をしておりますが、これは県の広報、こういうふうなもので告示をしております。

○中島委員 しつこいようですけれども、県の広報で告示をしてきた。しかし県の広報は一体何%くらい県民が読まれるものか、そういうことについて調べられたことがありますでしょうか。つまり、広報で告示をしても実際にははたして県民に

知らされるのかどうか、実際的な効果を持つのかどうかということが私の知りたいところなんです。皆さんのほうで調べになったことがありませんか。

○松村政府委員 統計的にこれがどのくらい見られていたかというのを調べたことはございませぬ。ただ、県の広報といふものにつきましても、やはり県がやりました施策その他について周知徹底するために出すものでございまして、これはやはり公的な告示手段として適当なものではないかというふうなことを考えておられます。

○中島委員 新しく改正案を出されて、そうしてここに告示をするというふうな書かれておられますが、これからの告示のやり方は一体どうされるつもりなのかということについて伺いたいと思つておられます。

○松村政府委員 従前の方法でやりたいと思つておられます。ただし、これがその他の方法等、県において適当なことがある場合においてはそれをやるのに支障はないと思つておられます。

○中島委員 これはそのあとのところを読みまして、「三週間公衆ノ縦覧ニ供シ」ということもあるわけですね。したがつてもつと周知徹底できるというふうな方法を考案する必要があるのではないかと私は思つておられます。そういう点では、五百メートルおきぐらゐに立て札を立ててもいいと思つておられますが、もつと皆さんにわかるように、そういう方法というふうなことを積極的にやるべきじゃないかと思つておられます。その点で、従来と同じような方法というふうなままお答えでありましたが、何かもつと改善しなければならぬというふうなことをお考えでしたら言つていただきたいと思つておられます。

○松村政府委員 実際問題といたしましては、大規模な問題になるような埋立立てについては、すでに、これが行なわれるということについては大部分の者はおそく承知しているのではないかと思つておられます。しかし、といひましてもこれを告示しないということではございませぬ、これを周知徹底させるという手段、これは広報を使うという

ことが一番適当だろつと思つておられます。ただし、都道府県知事がこれで十分でないと思つた場合に、他の適当な方法、立て札の方法がいいかどうか、これは問題だと思ひますけれども、これをやることについては支障はありませぬ、私のほうにいたしましては、これを明示する考えはございませぬけれども、指導手段といたしましては極力これが徹底するように指導したいと思つておられます。

○中島委員 普通ですと、この告示をするという場合にはその方法を法定しているわけですね。法律で定めておられるわけですか。今度の法律にはこの告示の方法を定めておられませんけれども、これは法律的に許されることですか。違法じゃないのですか。

○川田政府委員 お答え申し上げます。法律によりまして、直接法律の条文、たとえば商法等の条文で告示の方法を義務づけている例もございまして、同時にまた墓地、埋葬等に関する法律によりまして、施行規則、省令等でそういった告示方法を規定する場合もございまして、特に古い法律におきましてはそういった事項は法律事項でないというふうな、形式的に私どもとしては解釈しております。

○中島委員 いま省令等でやられるというお話がありました。しかしその場合でも、省令でそれを定めるというのを法律で規定するのじゃありませんか。

○川田政府委員 やはり、個々の法律によつて、そういう委任をはつきり書いておられる場合と、古い法律等においては単なる告示義務だけというところでやられている例もございまして、県の一般的な命令等の告示様式としては県の広報を使うというものがたてまえておられる次第でございまして。

○中島委員 せつかくいまして、新しく改正案をつくられたわけですね。改正案をつくられたので、古く法律だからというふうな規定のしかたはなくなつたとおっしゃるのですけれども、せつかく改正案をつくつたときに、なぜそれを最近行なわれているようにきちんとやはり告示の方

法について法定をするというふうに改められないのか。私は改めたほうがいいと思うのです。たとえば、これは一つの例ですけれども、土地収用法ではこの問題についてどういうふうになっております。「建設大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては都道府県知事が定める方法で告示しなければならぬ。」これは何も土地収用法だけではありません。ほかの大多数の法律がそうです。そしてそのこともまた認められると思うのです。せっかくいままこで改正案をつくられた。だとするならば、告示をどういう方法で行なうのかということも当然法定をするというようにするべきじゃないでしょうか。

○川田政府委員 土地収用法ではそういうふうにごまかい表現を書いておられます。戦後の法律で丁寧に書いてあるわけですが、公有水面埋立法では非常に簡潔な表現で大体系文等が書かれております。そこで、原が告示するという場合には当然原広報というものを使うということをお前提にして書いてありますので、そういう表現をとったわけでございます。

○中島委員 古い法律が下敷きであるから、だからどうしても古いやり方になってしまうといういまのお話なんですね。私は、わかっているんだから新しくそういう点を整えるということにするのがよいと思うのです。これはもつと検討した方がいい問題じゃないか。古い法律だから古い方法に従っていくんだ、告示の内容も方法も具体的に示されていない、そういうことになっているわけですね。重ねて伺いますけれども、何もそこについて改善しようというよりな考え方はないわけですか。やはり古い法律だから古いようやり方で改正案を提出していくのだ、こういう考えですか。

○川田政府委員 私お答え申し上げている趣旨は形式上の問題につきまして、そういう「都道府県知事が定める方法」と書くことも同じ意味合いでございますというところで御答弁申し上げた次第でございます。運用上の問題につきまして、先

生からいろいろ御指摘いただいた点について改善する必要がないというよりなことは毛頭考えていない次第でございます。

○中島委員 もう一つこの条項に関連してお尋ねしておきたいと思うのですが、第三条の三項には「縦覧期間満了ノ日迄都道府県知事ニ意見書ヲ提出スルコトヲ得」となっているわけですが、この提出された意見書はどんなふうに取り扱われるわけですか。

○松村政府委員 提出された意見書につきまして、審査にあたりましてその意見を十分反映するように措置したいと思っております。

○中島委員 反映するようにいたしたいというのはあなたの見解ですか。

○松村政府委員 私の見解ということではなく、この法律を施行するにあたり、そういう指導方針を進みたいということでございます。そういう指導方針を進みますし、またこれを認可するにあたりましては直接やるわけでございますから、これが反映するようにいたします。

○中島委員 そういう指導をやるというお話のようですね。しかしこれは文字どおり読めば、意見書を提出することができ、出た意見書に対して、見なくてもよろしい、返事もなくてよろしい、審査もする必要はない、あるいはこれを取り上げようが取り上げまいが、こういうことになるわけでしょう。法律の条文からいうならば、この取り扱いについて法律の上で何らの規定はないわけですから、せっかく一生懸命意見書を書いた、埋め立ては反対だ、これはたいへんなことになるといふわけが意見書を書いたけれども、読んでくれるかどうかはわからない。法律の条文からいへばそういう内容じゃありませんか。

○松村政府委員 法律において意見書を提出するということは、これは出したものはどうしてもいいということではないと思っております。出された意見書については、それを審査するに際して十分にその内容を検討し、その審査をする際にこれが一つの

重要事項として取り扱うことが法律の精神だと思っております。

○中島委員 その意見書について返事をされるというよりなことはやられるのですか。そういうことも含むわけですか。

○松村政府委員 法律でこれに対して返事をするということは定めておりません。ただし、この問題につきましては重要な意見、あるいはこの問題につきまして特に必要な場合等においては、これがどうなったというのを返事することはできると思っています。

○中島委員 少なくとも口頭審理くらい開く、意見書を出した人にはちゃんと来てもらって、よく直接話を聞いてそれを審理するというよりなことくらいやるのはあたりまえじゃないでしょうか。そしてそのくらいのことでは法律の中に書き込んでおくべきじゃないでしょうか。

○松村政府委員 その意見の中におきまして特に内容の不明な点、あるいは特にお話を聞くほうがベターだということに考えられる場合に口頭のな話を伺うことは当然あり得ると思っておりますけれども、これを一般的に、一律的に全部口頭審理するということに義務づける必要はないのではないかと考えられます。

○中島委員 それじゃせっかく意見書を出したって、意見書ヲ提出スルコトヲ得」といつたって、全く心もなないじゃありませんか。意見書は出した、それは出した相手先の人判断して、そしてこれはたいしたことはないという判断をしたらもうそれっきり、これは少し重要なようだという場合には呼んで聞いてみるというお話なんですね。まことに不確定なお話でありまして、これは意見書を出した人自身がたいへん意欲を喪失するのです。重大な問題だと思つて、その意見書を出す。それについての扱いは恣意的な判断にゆだねられるということですか。

○松村政府委員 意見を提出された方が口頭で御意見を申し述べ、あるいはそれに対しての回答等を聞きたいという場合において、それを行政の手

段におきまして措置することについて妨げないと思っております。(中島委員「ちょっと聞き取りにくかったから……」と呼ぶ)これは実際の行政をやる際におきまして、そういう意見を申し述べるといふことを事実上の行為としてされる場合に、これをお伺いし、それに対しての意見等を申し述べることが、これは実際の問題としてはできると思っております。

○中島委員 そうであるならばなぜここにそういうふうにかき書かないのか。趣旨がそうであるならばここにはつきり書いたほうがよろしいじゃないか。これだけだったらそういうふうには読み取れないのです。

○川田政府委員 公告、縦覧の結果提出された意見書についての取り扱いは問題でございますが、これはやはり意見書というところからいいますと、行政官庁が行政処分をする際の重要な判断資料という意味で私どもはこれを重視するという考えであります。ただし、それが拘束力を持つものであるかどうかということにつきましては、法律上の拘束力を与えるということにはやはりなかなかないのではないかと考えているふうでございます。行政運用上は、相当な御意見とか、非常に少数の意見であっても十分尊重しなければならぬものもございまして、また同じ項目について大ぜいの方が同じ考えを述べるといふことによつて、判断をする都道府県知事としても当然重視しなければならぬケースを私どもは考えているわけでございます。

○中島委員 私は、単なる判断にゆだねるべきじゃなくて、やはりはつきり明文化して、審理を行なうというふうにするべきだと思つて、審理を、なかなかそういうふうに変更するということはお話に戻ってきまして、次の問題にいきます。

第四条の免許の基準の問題ですね、その中の特別に第二号「其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト」といふのが今度新しく免許の基準として加わっているわけでありまして、この埋め立てについて十分に配慮されてい

るということ判断をするのはだれが判断をするわけですか。またどのようなやり方で具体的な調査を行なう判断をするのかということについて伺いたいのです。

○川田政府委員 まず、判断をする主体でございますが、これは免許官庁であるところの都道府県知事がこの判断を行なうわけでございます。配慮をされたものかどうかということも判定する資料としたしましては、第二条の改正によりまして「前項ノ願書ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ圖書ヲ添付スベシ」ということになっておりますが、この五号の「命令ヲ以テ定ムル圖書」の中に、環境保全につき十分配慮されたものであることを示す文書というものを添付させることにいたしております。まずそこで一つの判断資料を得るわけでございますが、最近の各都道府県における公害行政の取上げ方から見まして、知事部局は当然環境とか公害に対する部局を持っているわけでございますから、そういう部局の意見とか、そういうところに命じて調査をするということをおもひは前提としておきます。また、もしそうした場合の認可申請が上がつてまいります場合には、当然認可官庁である運輸大臣も建設大臣もそういう関係の記載資料、県の公害部局等の意見あるいは県の環境対策委員会等の意見というふうなものも審査の対象にした上で判断をいたしたいと考えております。

○中島委員 基本になるのは結局第二条の五号の「其ノ他命令ヲ以テ定ムル圖書」の中に環境保全についてのどのような対策をとっているかということを出させるというのが中心でございますね。これは申請するほうの人たちの文書でございます。それです。それによつてはたしてほんとうに公害の防止、環境の保全が行なわれるという判断ができるでしょうか。

○川田政府委員 もちろんそのみをもつて判断資料とするという意味では申し上げたわけではないのでございまして、そういうものも添付されてくることでございまして、何かたまたま合と申

し上げますといささか言い過ぎかもしれませんが、そうした一つの材料をもとにいろいろな角度から監督官庁、免許官庁というものは十分な調査をやつた上で免許をすべきであるということをお答え申し上げます。

○中島委員 過去の埋め立て問題で事前にどのような調査が実際にやられていたかということについて伺いたいと思つております。

○川田政府委員 過去の埋め立て、いろいろなケースがございまして、私、記憶しているのは、最近の例としまして東京都が葛西沖の埋め立てを行なつた。これは背後地の区画整理事業等の一環として、また海岸道路とか下水道の処理場とか、そういうものとの関連で、三枚州の埋め立てといわれておりました。世論等、またつりのすきな方々から相当深い関心を持って見られた埋め立てでございますが、そういう埋め立ての認可前の折衝、本省と東京都との折衝、また東京都の中でも建設局と都市整備局との折衝等におきまして、魚族の保護のために、当初岸壁が直立していたものをなだらかな傾斜で、土で、しかも土を赤はだでなくて芝生でおおひ、魚がなるべく産卵しやすいような傾斜地をつくるか、それからなるべく沖合に出さないように後退させるか、そういう総合的な調査、打ち合わせを慎重にやつて埋め立て免許に至つたという例を記憶しております。

○中島委員 いま一つのお話がありました。が、しかし、いまのことの中にもありましたように、環境の保全とか公害を防止するとか、あるいは魚族を保護するとか、いろいろな調査が実際にやられておいて、そういう調査に適合しているからこそ免許を与えたということであるならば、今日のようなごうい事、つまり公害がきつておき、そしてまた環境が破壊されるという事態は起きなかつたんじゃないかと思つております。だとするならば、この調査の実際の中身は一体どんな調査だったのかということであり、また埋め立てがやられてからあとの追跡調査、当

初の調査と、実際に埋め立てがやられたその結果が一体どうなつていっているかという調査をやつておられますか。これは私は建設省だけではなくて、水産庁にしてみても、あるいはまた運輸省にしても環境庁にしてみても、一体どんな調査をやつておられるのか、そういうことが問題だと思つておられます。その辺、はつきり答えていただきたいと思つておられます。今度の法改正の中でうたい込んであると申される。言われるけれども、実際にそれでは過去においてどうだったのか。また、これについての改善方がやられようとしておられるかどうか。私、そういう意味で、はつきりした各省の見解を伺いたいと思つております。

○川田政府委員 本省の立場から申し上げますと、みずから調査費をもつて直接調査をするというケースも、特に重要な問題についてはあり得るかと思つておられます。現実には申請者、免許申請の場合は埋め立て人でございまして、埋め立て人いろいろな手法を示して調査をせしめて、満足な資料が得られた場合に免許を与える。また、認可官庁である建設大臣の場合は、認可の申請者である都道府県知事にいろいろな調査を命じまして、もしも納得がいけない場合には、調査の対象のみならず、調査の手法も示しまして、ときには大型模型実験、風洞実験というふうなことも命じて、納得いく資料を得た上で認可を与えるという行政をやつておられます。個々の埋め立てについていろいろなケースがございまして、統一的にちよつとただいまお答えできない次第でございますが、概略そのようなことでございまして。

また追跡調査につきましては、私どもも追迫的に、特に問題等が起つた場合に、認可後であつてもいろいろ補足の事情等を聴取するというやり方でございます。積極的に、つまりだれも問題にしない以前において追跡調査をやつたというところは私どもとしてはいたしておりません。

○中島委員 そうすると結局、認可を与える各省は調査は実際にはやつておられない、追跡調査に

ついてはなおさらのことやつておられない、こういうお話ですね。実際に調査をするのは、たとえば工業地帯の造成ということであればこれはだれがおやりになるのですか。知事がおやりになるということでしょうか。そして、まとめて言いますけれども、そのことの報告が納得がいつたから認可をされていられるわけでしょうか。だとすればたいへん納得だと思つておられますけれども、その辺の事情をもう少し明らかにしていただきたい。

○川田政府委員 古い時代の埋め立て免許のあり方というものと、最近の埋め立て行政の私どもの運営とにおきましては明らかに質的な差があると思つておられます。したがって、埋め立て免許申請をした知事の意見を土台にして建設大臣が認可の判断をするということについては疑義ありとの御下向かと思つておられます。それはやはり知事部局というものを使得て私どもとしては調査を判断をするという方法しかないのではなからうかと考えておられます。

○中島委員 運輸省はいかがでございますか、いまの問題について。

○岡部政府委員 港湾関係での調査の主体というのは港湾管理者である地方公共団体でございます。それに調査をいたさせます。

○中島委員 重ねて伺います。いままでの調査によつてこれはもうだいたいふうだ——だいたいふうというの、つまりいま私が問題にしている環境の保全や公害はだいたいふうであるというふうな判断されたので認可されていらつしやるのですか。

○岡部政府委員 港湾管理者がどういふふうな考へておられるかということについての話を聞きまして——もちろんわれわれとして、先ほど先生がおつしやいましたように、そういう話を聞いて判断するの、かという点については、現実にはそういう話を聞いて判断しておられるということでございます。したがって、たまたまもう少し模型実験をしたほうがよい——そういうふうな例がほんとう

の出願の段階ではございせんが、もう少し前の計画の段階で現実にある場合がございます。たとえばもう少し模型実験をして潮流の変化などを見たいという指示をすることはございせんが、いずれにいたしましてもそういうような調査の結果によってわれわれが判断するということが事実でございます。

○中島委員 きょうは水産庁は来ておられますか。——私はどうにもいまの答弁は納得しがたい答弁なんです、建設省の方のお答も運輸省の方のお答も。みんな港湾管理者の調査をよしとされて今日までずっと進んでおるわけでしょう、いまのお話を聞いておられます。そうすると、建設省も運輸省も、これで環境の保全もできれば公害の防止もできると考えたからこそ認可をされてこられた。ところが現実には生まれておるものほどうかというところになれば、これはおおよそ認可をしたときにだいたいふだど考えられたものとは違ふ現実が生まれてきておるじゃありませんか。私は何もくどくどその現実を言おうという気はありませんよ。ありませんけれども、実際には非常に大きな違いが生まれてきておる、これが現実の姿であります。特に大気汚染とかあるいは水質汚濁とかあるいは水産庁にかかわる問題とか、水産庁にかかわるといいますか、魚にかかわる問題とかいうことで非常に大きな被害を受けておるわけでしょう。それが現実じゃありませんか。

私は水産庁にちょっと伺いたいのです。いままでずいぶんたくさん埋め立てが行なわれておる。工業地帯もずいぶんできてきた。このことについて、環境の保全、公害の防止、これがはっきりやられている、りっぱな埋め立てであるというふうにお考えになっていらっしやるのかどうか、お尋ねしたいものだと思います。

○増満説明員 お答え申し上げます。埋め立てによります漁業の影響と申しますか被害と申しますか、大きく分けて二つの面に分けて考えられると思ひます。一つは漁場の喪失でございますが、この場合特に埋め立てられますところ

が水深の浅いところ、そういう水深の浅いところは魚の産卵場でありますとかあるいは稚魚の育成場とか、そういうところが多々ございしますので、そういうところが失われたいという面の影響がございせん。それから第二の問題といたしましては、埋め立てに伴います土砂の流出、それによります濁り、あるいは埋め立て後の企業活動に伴います、先ほど来先生のおっしゃってあります排水等の漁場条件の悪化、こういう問題がございせん。

一般的にそういうことは考えられるわけでございますけれども、海面の状況によって影響の度合いが違つてまいります。その実態は、私も従来十分調査をして把握しておりません。従来埋め立てにつきましても、そういう漁業上の問題が非常にあるのですが、どちらかといひますと問題が発生しましてから当庁、私どものほうに連絡とか相談とか、そういう形で来ておるといひまはらうございせん。しかしそういうことでは問題ございせんので、相当前広に、公有水面の埋め立て等の計画の前広の段階で漁業関係者の意見を積極的に述べることができるよう、そういう意味から、私もとしましてもただいま審議になっております埋立法の成立を期待しておる、こういうこととございせん。

○中島委員 日本の魚を守ろうと思つたら、水産庁ががんばらなかつたら役所としてはだれもががんばつてくれるところはありますよ。ところがいまお話を聞いてみると、十分な調査をやつたことがないというのですね。これはえらいことじゃありませんか。どうするのですか。いままでの大きな埋め立てによつてあつちにもこつちにも問題が発生してゐる。瀬戸内海なんかめっちゃめっちゃでしょう。別府湾だってひどいでしょ。そのほかだつてそれでしょ。ところが実際には政府機関は、水産庁でさえもこれは調査されていらっしやらないということですか。埋め立ての影響について追跡調査なんかもやつておられないのですか。くどいようですけれども、もう一度そこを聞か

ていただきたいと思ひます。水産庁に聞きたい。○増満説明員 お答えいたします。的確な統一した調査を持ち合わせておりません。(中島委員)「調査もやつておらないんですか」と呼ぶのは、やつておりません。漁業センサス等で、埋め立てに伴ひまして漁業権の放棄がどのくらいなされておるとか、そのような調査はやつております。それはございせんが、そういうのはわかつておられますが、個々の海面ごとに、先ほど申し上げましたような、埋め立てが起つてい

はど申し上げましたような、埋め立てが起つてい

はど申し上げましたような、埋め立てが起つてい

はど申し上げましたような、埋め立てが起つてい

はど申し上げましたような、埋め立てが起つてい

はど申し上げましたような、埋め立てが起つてい

り) 東京湾関係でございますと六省庁連絡会議というふうな連絡会議を持つておりますが、そういう場でそのような事前調査がなされておるかどうか、私どもチェックをいたしまして、環境保全に万全の措置を講じているわけでございます。

○中島委員 どうもこれは、建設省は調査をしない、運輸省は調査をしない、環境庁もはつきりしませんね。これで一番大事な水産庁はちつとも調査をされない。それでいて環境の保全が今度うたい込まれてゐる。一体これはどういうことですかね。ここであつたわけであることは、環境の保全、災害の防止に十分配慮せられたものでなければ許可にたつた、許可してはいかぬ、こう書いてあるのですけれども、ところが実際は、いま伺つてみればさつぱり調査は実際にはやられてない。追跡調査もやられてない。埋め立てはほとんど進行する。これではたしてこでうたわられておることの裏づけがきちんとできるわけでしょうかね。私はこれは大臣にちょっと一言聞きたい。これは一体どういうことですか。

○金丸国務大臣 環境の問題は、いまこの時点においてはやらなければならぬ問題でありますので、この法案をつくりましたのはそういうところ、大きいウエイトがあるわけでありまして。そういう意味です。これを許可する場合には環境庁の了承を求め、相談をし、そうしてなかつた、それでよろしいということではなければ許可にはなり得ない。私は承知いたしておるわけでございます。

○中島委員 しかし、これは決意みたいなお話かもしれません。この問題はどうかはつきりしませんね。法文の上においてもこのことは明記されて、かくかくしかじかによつてこのように調査を行ない、そうしてこのことによつて環境保全をされるという保障がある、だからしたがつてこれを許可する、これなら話はわかるのです。ところが単にうたわれているというだけであつて、その保障がまるつきりない。現実には各省庁ともこれはやつてないというお話なんです。だとするならば

○三喜田説明員 現在、国のレベルで、問題になりますような埋め立てにつきましても、すべてでございせんけれども、連絡調整の場もございまして、そこで……(どんな場か)と呼ぶ者あ

ざいますね。いままでの大きな理め立てはどこでやられたか、だれの所管のもとでやられたか。これは運輸大臣ではないでしょうか。運輸大臣のお話を聞かないとこの辺は……。実際にはこの法律が適用されて大きな影響を持つところはこれは運輸大臣であります。――運輸大臣はきょうなぜ出ておられないのですか。この法律は共管でしよう。共管の法律で建設大臣だけお出になつていらつしやる。これは建設委員会だから建設大臣がお出になるのは当然のことでございますけれども、しかし運輸大臣はどうかされたか。やはりこの問題について、いま建設大臣がはつきり見解を述べられたが、運輸大臣の見解も私は伺いたいと思ふ。委員長、運輸大臣を呼んでください。

○服部委員長 速記をとめて。
 「速記中止」
 ○服部委員長 速記を始めて。
 この際、午後一時まで休憩いたします。
 午前十一時五十三分休憩

午後一時四分開議
 ○服部委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。
 質疑を続行いたします。中島武敏君。
 ○中島委員 休憩前にこの公有水面埋立法の一部を改正する法律の第四第一項の二号に關していろいろお尋ねをいたしました。そしてそのときに建設大臣のほうから、これからの理め立てはぐくまれにしか許可にならないようにこの法律でやっていくのだという答弁がございました。運輸大臣においでいただきましたのでお尋ねしますが、建設大臣と同じような考え方でお尋ねするかどうかということについてお尋ねしたいと思ふのです。

○新谷国務大臣 午前の御審議のことはよく存じませんで、いまお尋ねになりましたことについて運輸省の立場から意見を申し上げたいと思ふます。少し長くなりますが、いま私のほうは港灣を所

管しておりますのでその点から申し上げますが、この港灣を扱う事業、これは申すまでもございせんが、海運が主でございます。それが、最近御承知のように非常に世界経済が多様化し、拡大してまいっておりますので、どの国でも港灣の施設につきましては現状に合わせまして港灣の整備につとめておることは申すまでもございせん。日本の港灣について申しまして、これは世界の経済が拡大するに伴ひまして日本の経済も拡大しております。国民生活も向上しておる。したがつて港灣をどう使うか、どういう機能を持たせるかというところにつきましては、いままでの港灣と違ひまして非常に専門的なものになつたり、あるいは機能が多様化してきているというところは事実でございます。これはもちろん日本の経済全般の問題にも關係いたしますし、国民経済にも關係して行くことでございます。われわれのほうでは港灣の五カ年計画を先年来立てまして、それに基つきまして逐次日本の港灣の整備をいたしております。と同時に、世界経済の中における日本の港灣ということだけではございせん、地域開発というふうな意味におきまして、地域住民からの非常な要望によつて港灣開発ということもやらなければならぬという事情にあるわけでございます。そういう点から考えまして、われわれは日本の港灣の設備を、これは海だけでなくて、陸上設備、両方含めまして、何とかして時勢の要望に沿うようにしなければならぬという考え方が基本でございます。

しかし、お尋ねになりましたことは、埋立法に關連いたしまして港灣につきましても環境保全をいままです十分やっておつたかどうかというふうな点に着眼されまして御質問になつておるのじゃないかと思ひます。先般衆議院を通しておりました港灣法の改正でございますが、これも第一義的には日本の従来の港灣の中に何か欠けておるものがある。一番著しいものは港灣における環境保全であるというところを申しまして、その点につきましては御審議の結果大体御承諾を得たものと考

えておるのでございます。そういうわけで、われわれのほうでいたしまして港灣の整備にあたりまして環境保全ということを考えなければいけません。これはいままでの港灣からいまして一番欠けておつたところじゃないかと思つておる次第でございます。公有水面理め立てに關しまして港灣に關する限りはいま申し上げました基本的な考え方を持つて港灣整備をするのは当然でございます。ここに書いてございますが、その理め立てが環境保全及び災害防止に十分配慮されているものであるという趣旨は、運輸省の方針からいまして少しもこれは変わったところはなないのであります。このとおりに行なわなければならぬと思つておる次第でございます。

○中島委員 いま大臣のお話がありました。先ほどから私は、環境保全、公害の防止ということが埋め立てに際してきちんとしておられるかどうか、これからやられていく保障があるかどうかという問題をめぐつて質問をしてきたわけでありました。運輸大臣は御出席になつておられませんでしたので、ちよつと申します。

各省市にお尋ねしましたところが、運輸省のほうでも、埋め立てによつていかなる影響が及ぼされるか、環境が保全されるように具体的な調査を行なつておられるかどうか、あるいは埋め立てが行なわれた後においても追跡調査を行なつておられるかどうかというところについて、調査をやつておられるという御答弁はあまりありませんでした。それから環境庁もそうではございせん。水産庁もそうではない。建設省のほうでもそういう御答弁なんです。そうしますと、そこから問題になつてきますことは何かというと、運輸大臣はいま御答弁にはなりましたけれども、環境保全が従来欠けていたので、これを強めていくのだと言われま

すけれども、このことがほんとうにこの法律の中にきちんと保障されているのかどうかということの問題になるのです。具体的な調査方法についてもどうしていくのだ。つまり判断の基準、これには調査がなければなりませんから、そのこと

ついてはいままでも大ざつぱりにいってやつていい。それから、これからやっていくのだということになると、それじゃどんな方法かというところ、それもあまり具体的なじゃない。そこで建設大臣は、先ほど申し上げたように、埋め立てが許可になるというところは、これはほんとうに例外的な場合と

いうふうにしてこの法律でむろしていただくのだ。つまり、そういうふうにして環境の保全をはかつていくのだと思ひますが、そういうお話だつたのです。そこで、運輸大臣はいまのように守つていかれるとやうが、そういういままでの質問、それに対するいろいろなお答えがあつた上に立つてのわけなものですから、いわば、言つてみますと、環境保全をやつていくのだという御答弁だけでは私のほうは、討論の経過を踏まえますと非常に不十分と申しましようか、どうもそのま

ま、はい。それでさうかというふうには言ひ切れない御答弁なんです。そこでもつと具体的に申し上げますと、それじゃ建設大臣が言われたことと運輸大臣が言われたこととの間には、違ひはあるのかないのかということについてもさらに突つ込んでお尋ねしませんとわかりませんので、その辺のところをもう一度見解を伺いたいと思ふのです。

○新谷国務大臣 午前中に建設大臣がどういふ表現でお話になつたか存じませんで、いま御質問でわかつたのですけれども、表現は違ひましても気持ちは同じだと思ひます。ただ、例外的にと先ほどおっしゃいましたさうであります。その点につきましては、先ほど申し上げましたように、日本の国民生活、日本の経済というものが、世界経済が拡大し多様化してくる、その中において変化してきていることは事実でございます。それに應じて、日本の港灣というものは、古い港灣もございませうけれども、非常に新しい港灣で整備の悪い港灣も非常に多いことは御承知のとおりでございます。ですから、それには陸上施設も大事でございますけれども、海上の、海の中の施設も整備しなければならぬということも事実でございます。この港灣における海岸について整備をしな

ければならぬというは、たとえいままで沖がかりで遠くからはしけで運んでおったようなものについて、やはり岸壁をこしらえてということになりますと港灣をいじることになるわけでありま。そういっただものが全部例外であつて、原則としてやらないのだ、いまの自然環境のまま、何もそれに対して建設工事をしないのがいいのだというふうには私は考えていないのでございませ。もちろん、これをやるにつきましたは、建設大臣も全然同様の御趣旨であると思ひますが、最近あらゆる角度から、海洋の汚染問題とか海洋における公害の問題が方々から提起されておりますから、これはもういまのわれわれの港灣整備にあたりましても第一義的に考えなければならぬ問題だと思つておる次第でございませ。

率直に申し上げて、あるいは差しさわりのあるところがあるかも知れませんが、従来工業港と称せられるもの、これは非常に専門的な港灣設備はしておりますけれども、これにつきましては私は反省すべき点があると思つて、いまそういった工業港を整備するに急のあまり、いまお話しのような公害の面を若干第二義的に考えたのじゃないかと思われようなものもあるようです。ですから、われわれといたしましてはそういった問題に対しては、いま正面から取り組んでおります。そういったものにつきましては、公害がこれ以上拡大しないようにということで、都道府県に対して適切な指導をしながら建設を進めさせておるといのが現状でございませ。

でございませから、埋め立てはもうしないほうがいいのだ、例外的な場合以外はしないのだという表現をお使いになりましたけれども、その点についてはいま申し上げたように、やはり私は、必要な港灣の整備はしないと、これは日本の国民経済あるいは日本経済を維持する上にどうしても困るような問題が出てくるんじゃないかと思ひます。その場合におきましても、都道府県知事ももちろんその地域の住民の方のことを考えまして、漁業問題その他考へて、公害の発生を最小限度に

とどめるように努力をせられております。私どものはらはら都道府県知事のつくつた計画に対して認可をするわけです。その場合にいま申し上げたようなことを十分考へてやらなければならぬと思つておりますし、法律にも書いてありますように、一定規模以上の港灣につきましては、これはそのほりの一番の中心であります環境庁長官とも十分協議をして行なうということになっておりますから、この点は皆さんの御期待に沿えるような行政運営ができるし、しなければならぬという気持ちでおることをお答えいたしたいと思ひます。

○中島委員 どうも時間が次々経過してしまつて、はなはだ私は困つて居るので、いま運輸大臣、そうおっしゃつたのです。しかし午前中にいろいろお尋ねしましたところでは、なかなか納得したい問題がずいぶんある。

それで運輸大臣、いまそうおっしゃいましたけれども、新五カ年計画をつくつていらつしやる。それで臨海工業地帯を四方ヘクタールもつくる、こうなつて居るわけですね。では、これは今度は見直しを全部やつて根本的に再検討される、あるいはこういふのはやめるのだということなんです。その辺まで話がいきまさんと、どうも建設大臣の言つておられることと運輸大臣の言つておられることが、同じことを言つておられるというふうには受け取りがたいのです。どうなんですか、これは。

○新谷國務大臣 私のほうとしましては、いま行なつております現行の港灣整備五カ年計画、これはではさつき申し上げましたような意味におきまして非常に足りないところがあると思つておるわけでございます。足りないといふのは、敷をふやすとか拡大するといふことだけじゃございませ。内容の点におきましても、あらゆる角度から見てこれでは足りないと思つておられます。ですから、来年度の予算以後、四十九年度以降におきまして新しく新五カ年計画を立てたいという考へを運輸省は持つておるのでございませ。ただ、この点はまだきまりませ。政府として新しい五カ年

計画を立てるがいい、またこういふ方針を立てたほうがいいといふことはまだきまつておりませ。したがいまして、新しい五カ年計画についての考へ方というものをいまここで政府の案として申し上げる段階には立ち至つてないのでございませ。しかし、新しい計画を立てますにつきましては、運輸省としての考へ方は先ほど来申し上げたとおりの考へ方でもつて立てなければならぬと思つておることは事実でございませ。そういう方針を進みたいと思ひます。

○中島委員 ちょっと納得したい御答弁なんです、ほんとうでしたらもう少しあれなんです、時間の関係もあるので私もほらほらきよりは質問をやめなければならぬと思つたのですが、まだいまの御答弁では、午前中の話とからんでみますとちょっと納得したい。それで、きよりは質問を打ち切りますけれども、実はもう少し質問を続けさせていたきたいのです。委員長、別の機会に……

○服部委員長 速記をとめて。
〔速記中止〕

○服部委員長 速記を始めて。

北側委員 運輸大臣のお時間があまりないようですから、私、簡単にお尋ねしてまいりたいと思つたのです。

ただいまのやりとりを聞いておりました、具体的なことばの上の環境保全その他につきましては、今度の改正案についてはつきりうたつてあるわけです。はたしてこれを具体的にどのようにするか、これが問題じゃないかと思つたのです。私、思つたのですが、たとえいままでのいわゆる埋め立てによりまして非常な水質汚濁とかいろいろな公害が生じておるわけですね。そこで、これからの埋め立て計画を見ますとずいぶんあるわけですね。もう方々で、瀬戸内海あたりですと七割も埋め立てされるのじゃないか。各種の統計でもそうなつておられます。そういう点で、やはり日本全国の環境保全のためにも、この埋め立てをやるについ

て環境を完全に保全されるというより立場には立つた科学的な調査をやらなければいかぬのじゃないかと思つたのです。片方では、運輸省は運輸省で免許をおろす、知事は知事でやる。たとえば漁港あたりですとこれは水産庁になりますね。そのようにばらばらなんです。ばらばらにやつていくとどうしても環境の保全というのには非常にむずかしいのじゃないかと思つたのです。そういう点についてどのように考へておられるか。これは運輸大臣だけの質問じゃないと思つたのです、その点どうでしょうか。

○新谷國務大臣 私からあなたの御質問に対して一般的なお答えをすることは困難だと思ひますが、私のほうを受け持つておりますのは港灣でございませから、その観点からだけ申し上げますと、港灣といひましても、いまおっしゃるよう一般的環境の保全の問題もございませ。それから港内にはやはり漁業権の問題もございませ。したがいまして、関係官庁はやはり幾つかに分かれておるわけでございますが、それは決して運輸大臣が今日までもそれをただ断断でやつて居るわけはございませ。それは都道府県段階におきましてまず関係の方面と十分な折衝をし、地元の方々に納得を得られるような方法をおもひまして計画を策定して運輸省に持つてくるわけでございます。そこで運輸省としましては関係各省と相談をいたしまして、環境保全それから公害の防除ということについては力を入れてやりますというところを先ほど申し上げておるのでございませ。今度の埋立法につきましても、この点に關しては先般衆議院を通していただきました港灣法の一部改正案の趣旨と全く同じだと私は思つております。いままでは埋め立ての免許基準としましてそういうものがなかつた。これはなくともそういうことを行政裁量の上で考へればいわけですけれども、今度それを明定したということはそこに政府の意思があらわれておるわけでございます。おっしゃる通りにこれは運用の問題が大部分だと思ひますが、運用の問題につきましては一々の――私の

本法とか防止法とかいろいろおっしゃっておられましたが、複合汚染等された場合、これがいままでもあったわけですね。それで現に環境が悪化されていろいろな問題が出てきたわけですから、そういう面から見ますと、環境庁長官の同意ということにした場合は、やはり意見を聞くのとはだいぶ変わってくるのじゃないか、こういう考え方を私も持つておるわけです。これについてはどうですか。やはりこの間と同じ答弁ですか。

【委員長退席、大野(明)委員長代理着席】

○川田政府委員 前回もお答え申し上げた次第でございますが、運用にあたっての精神的な私どもの心がまえのほうはやはり一番大事ではないかと考えております。環境庁長官の御意見を求めるという立場は、専門的な環境保全という立場から一番責任を持った方の御意見を伺うわけでありまして、それを極力尊重し、順守をするということとは当然の義務と考えて、そういう条文を置いたわけでございます。

○北側委員 何やらこの間と同じような答弁ですね。環境庁はお見えになっておられますか。——この埋立法によつていふままにコンピナー、大きな工場、これが利用されておるわけです。そして深刻な公害問題が発生しておりますが、おも立つた場所はどういうところですか。

○三喜田説明員 お答えいたします。戦後のコンピナー、大規模な工業立地によりまして環境が悪化したという事例は、古くからの工業地帯では川崎、それから戦後新しく開発されました四日市、それから水島というような事例がございます。

○北側委員 いま言われたほかにまだ方々にあるわけですね。このようにいままでの公害は非常に深刻なだけに、この法律案について私たちが環境問題を非常にやかましく言っておるわけなんです。そういうやりとりをやっております。いまのような答弁だと思えますので、法律論にすつと入つてまいります。この法律案によりまして

と、埋め立てに關する利害關係を有する者、これは第五条の二に該當する者、このようにありますが、この第五条の二のわゆる利害關係者を一つずつ説明してもらいたいのですが……

○川田政府委員 公有水面埋立法第五条の二の四号まで、「公有水面ニ関シ權利ヲ有スル者」という権利者の列挙をいたしておりますが、まず一号の「法令ニ依リ公有水面占用ノ許可ヲ受ケタル者」と申しますと、河川権利者と海面と重複しているような場合があるわけでございますが、たとえは公有水面に對しまして河川法上の排水工作物の許可を受けた者というのがございまして、この一号の「法令ニ依リ」と申しますのは必ずしも公有水面埋立法をさすものではございませんでして、河川法等の規定によりまして、公有水面、今度は海のほうの上に、河川法との接点のような場所において河川法上の工作物設置の許可とか、あるいは流水占用の許可を受けた者というようにことが考えられますので、そういう権利者がまず一号で考えられております。

それから二号の關係でございますが、二号は、先生御承知のとおり、漁業法によりまして、漁業権または入漁権でございます。漁業権のほうは大體漁業協同組合が持つて居る場合が大部分でございます。それから三号のほうは、——ただいま私の説明、一号と三号、ちよつと入れ違ひまして御説明申し上げましたので、まず三号がただいまの河川法等の流水の占用とか引き水等の権利者でございます。それから海水の権利者でございます。一号は占有権のほうでございます。河川法による水面の占有あるいは河川法による占有の許可を得た者が一号でございます。

それから四号は塩田の場合が考えられております。四号は、「慣習ニ依リ公有水面ヨリ引水ヲ為シ又ハ公有水面ニ排水ヲ為ス者」で、四国地方の塩田業者等につきましては、慣例的に、慣習的に海水の引用等が古くから認められておりました。そういう方々に対する配慮の規定でございます。

なお、四号についてはあまり例はそう多くはないかと思われまします。失礼いたしました。

○北側委員 この第二番目の漁業権者、入漁権者、この範圍はどのように見られるのですか。

○川田政府委員 漁業権者及び入漁権者の範圍は、それぞれ漁業法によりまして権利として認められた方々を考へております。

○北側委員 先ほども少し述べましたが、山口県議會では四十七年の七月十七日に響灘埋め立て事業による海水汚濁防止に關する決議をやっておるわけですね。これは山口県知事名で運輸省にも環境庁に對しても、環境保全の立場で申し入れがあったわけですね。これはやはり瀬戸内海の赤潮にも非常に大きく影響しているようですね。こういう漁業者といふのはこの中のいわゆる権利者に入つておらないわけですね。海といふのは御存じのとおり、埋め立て等によりましてそれが對岸にも影響してくるわけですね。對岸になるともうすでに県が違ひ。周防灘開発でも相当大きな開発です、あれが実行されますと。そうするとその地域の漁民への影響だけじゃないのです。それは権利のほうに入らないのですか。

○川田政府委員 第五条に掲げております漁業権者は、公有水面の埋め立てに際しまして埋め立ての免許を与える地方長官が、事前に埋め立て業者がその方々の完全な同意を得てやるかどうかということを確認すべき対象の漁業権者でございます。いわば埋め立て区域そのものの中に含まれて居る漁業権者、したがって、その方々の同意がなければ当然埋め立ては認められるわけにはいかない、こういう考へ方でございます。ただしそれ以外、たとえば隣接海域の漁業権者の方で当該埋め立てによつて実害を受ける方がないわけでもございませぬし、考えられることでございます。そうした方々に對しましては、民法の一般原則によりまして、不法行為に基づく損害賠償という法規の規定もあつてございまして、それに至らざる前に、事前に補償等の打ち合わせをやることは必要かと思ひますけれども、そうした隣接海域の方々の完全な同意を得なければ埋め立ての免許をなし得ないとするかどうかということについては、やはり相当問題があるのではないかと考へておられます。したがって、事前に、埋め立て免許をもらつたあたりからして、同意をとらなければならぬ相手としましては、やはり五条二号の、漁業法で定める当該海域における「漁業権者又ハ入漁権者」ということによつては、これはないかと考へる次第でございます。

○北側委員 この第三条關係では、当該「埋立法ニ關シ利害關係ヲ有スル者ハ」こうなつておるのです。ところが、私は非常に範圍が狭いように思ふのです。もう少しやはり範圍は、それはどこまで広げるか問題点があるように思ふのですが、しかし、少なくとも響灘の開発によつて山口県側の漁民が、これは一つの例として出てきておるわけですから、そういう面についてはやはり相当考慮してやらなければいけないのじゃないか。そうしないと「埋立法ニ關シ利害關係ヲ有スル者ハ」同項ノ縦覧期間満了ノ日迄ノ意見書も出せないのです。そういう人は、對岸の人はこの法律からいふとそうなりますね。

○川田政府委員 ただいまの御説明、ちよつと途中で足りませんでしたので、さらに補足したいと思ひますが、そういう隣接海域でなくて、いわば關係都道府県知事という考へ方でございます。對岸の県ももちろん含むという考へ方でございます。この第三条の三項を考へておられます。そこで、まず埋め立ての免許の申請を受理した都道府県知事は告示をするわけでございますが、その告示をしたときには直ちにその旨を關係の都道府県知事、たとえは福岡県知事から、潮流や何かの關係で影響があるという場合には對岸の山口県知事に通知をするというこゝを義務づけておられます。そうして、その通知をもらつた都道府県知事はさらにそれを自分の県の中で告示することに義務づけておられます。これは政令でやりたいと思つておられます。そ

うして、その告示を見た「埋立ニ関シ利害関係ヲ有スル者ハ同項ノ縦覧期間満了ノ日迄都道府県知事ニ意見書ヲ提出スルコトヲ得」ということとございませうから、これは利害関係を有する者は、告示に關連してごなたでも意見を出し得るといふふうに考へておられます。

○北側委員 もう一度、いまのごなたでもというのには、第五条以外のいわゆる利害関係者、これに含まれない利害関係者もといふこととございませうね。

○川田政府委員 さようでございます。

○北側委員 では次にいきますが、たとえばここで具体的に、この法律の第三条二項に、関係知事にも通知する、このようにあるわけですね。この通知する範囲ですが、要するにどういふ場合に通知するのか、その点は具体的にどういふこととございませうか。

○川田政府委員 関係都道府県知事は、潮流、風向き、海流等の関係で影響を受けると考えられる知事はすべて含めていられるとございませう。

○北側委員 私、いままでずっとこの法律案について調べてきた。たとえばここにも、市町村長の意見を徴しなければならぬ、議会の議決を経る、こうなっていますね。しかし市町村においては、財政確保等の面から埋め立て促進をはかってくるというのが大抵いままでの現状じゃないかと思ふのです。そういう面から見た場合に、やはりいわゆる総合的な見方というのは非常に大事じゃないか、このように私は考へておるわけとございませう。

たとえば、これは私の調べた分なんです、瀬戸内海ですね。今日まで瀬戸内海の方でずいぶん埋め立てが行なわれてきたわけですね。これについて少し私調べてみたのですが、瀬戸内海の汚染総合調査団、これが汚染総合調査団の報告書として出しておるのです。この中で、瀬戸内海を包む本州と四国の各市町村で現在埋め立て干拓計画、これを有する市町村は調査区域内の七割以上を占めておる、こういっておるのです。四国と本州の

瀬戸内海に面した市町村、このうち七割が干拓及び埋め立て計画を持っておるといふのです。周防灘の開発、これもいま構想にのぼっておりますね。こういう実態ですから、ここにたとえば市町村会の議決を経るとなると、市町村の七割近くはもう埋め立てをやるうとしておるわけですから、すでにそれはもう計画にのぼっておると思うのです、私の考へた上では。そうした場合は、やはりこれだけでは非常に弱いんじゃないか、こういう考へも出てくるわけなんです。その点についてどういふこととございませうか。

○川田政府委員 市町村が埋め立て事業をやるうとする際には、当然予算等の計画で予算を計上しなければできないわけとございませうから、その段階です市町村会の議決が当然必要とございませう。そこで大多数の同意を得られたものを知事に提出していただくという手続が考えられるわけとございませうが、その際さらに、受理した知事は市町村長に、ほんとうに市町村長としてこの埋め立てをやりたいと考へているのかどうか、やりたいなら別途元の埋め立てを行なう市町村会としての議決意見を出してくれ、出さないという規定がこの第三条の趣旨とございませうから、そこで地元市町村の意見というのには二度確認されて出てくるわけとございませう。それでもなおかつその埋め立てを免許していただくわけとございませう。免許するかどうかという判断を下すわけとございませうが、その際、どのような混乱があつたかどうかというようなことも全部状況判断を加えた上で知事は免許するといふことになるかと思ひます。

○北側委員 いままで状況を見ておると、なかなかそういう議論しているようなわけにいたらないですね。そういう点で申し上げておるわけとございませう。いままでの状況ですと、そのように市町村及び自身埋め立てを促進して、このように市町村が突進です。そういう面をチェックしていくためにも、やはりここに法律案にうたわれないわけと環境の保全と災害の防止、そういう面から、主務

大臣として、主務官庁としてそこらの配慮も非常に大事になってくるんじゃないかと思ひるので、それを申し上げておるわけとございませう。

この第二条では「埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事ノ免許ヲ受クヘシ」、このようになつておるわけとございませう。たとえば埋め立てについて知事が申請して、知事が許可して、こういう形も生まれてくるわけとございませう。そこでいろいろな住民の反対が起こってくる。そういうことになりませうと、知事としては強制執行権を持っておるわけとございませう。その点はどうかと思ひます。

○川田政府委員 都道府県知事としての公的な性格は、御承知のとおり非常に多くの性格を兼ね備えておると申しますか、港湾管理者としての知事もございませうし、河川管理者としての知事の立場もございませうし、また公有水面埋立法の免許を与える免許官庁としての知事の立場もございませう。これは建設省関係の法令だけでなく、やはりいろいろな法律体系で、都道府県知事というものを、ある場合においては地方自治法の定める地方行政の長としての立場、それから国の行政機関としての知事の立場というふうになり、それぞれ一応各法律で使

い分けておる次第とございませう。埋め立て行政について、これを具体的にさらにこまかく下に機構的に分けておると、知事部局である企業局とか開発局が埋め立てをやるという企画をし、それを土木系統の港湾課とかあるいは河川課が免許するといふ立場、別な立場でこの公有水面埋立法という法規にのっとつて判断を加え、免許をしたりあるいは拒否したりするといふ行政になつておるわけとございませう。

〔大野(明)委員長代理退席、委員長着席〕

これは公有水面埋立法ひとりの問題ではないと思ひますが、そういう点でこの法律系も御了解いただきたいと思ひます。○北側委員 あなたが言われるとおり、知事の仕事を非常に広範囲にわたつておると思ひます。私が、私から見ますと、申請人も許可権者も知事で、強制執行するにしたら、知事がやるわけと

りませんが、しかし県の中にそういう審議会があるわけですから、そういう面から見ると非常にこれはおかしいんじゃないかという考へを、これは平凡な考へ方かもしれませんが、持つわけとございませう。これはやはりこの法律改正案にうたわれてあるとおり完全なる環境保全その他ができた問題ないと思ひます。しかしできないときには、これは非常に問題になつてくるんじゃないかと思ひます。また第四条において、分譲を目的とした埋め立てについて、その「出願人ガ公共団体其ノ他政令ヲ以テ定ムル者」とは何をさすのか。この「政令ヲ以テ定ムル者」とは何をさすのか。また「埋立地ノ処分方法及予定対価ノ額ガ適正」である場合以外に免許をできないものとする、このようにあるわけとございませう。この「予定対価ノ額ガ適正」である、これは何を基準にしてやるのか。

○川田政府委員 五号の、分譲用の埋め立ての資格者として考へておられます。「公共団体其ノ他政令ヲ以テ定ムル者」という範囲とございませうが、まづ、政令で定める者という範囲につきましてはきつめて例外的なケースと思ひますが、農業協同組合あるいは漁業協同組合といふようなものがあるといふ考へ方とございませう。いわゆる県の企業局、開発局といふようなものは公共団体そのもので私どもとしては読みたい。したがって、大規模な埋め立てと、それを分譲して他の人に使わせるというふうな埋め立ては、地方公共団体といふ常識的な考へ方にわれわれが一応受けとめておるもの以外ほとんど考へていないといふこととございませう。それから予定対価の問題とございませうが、この対価につきましては、分譲用の土地の価格が地価のつり上げといふようなものの引き金になるというふうなことを極力警戒しなければならぬと思ひます。そういう意味で原価とか近傍地の価格とか、そういうものを慎重に配慮しながら行政指導で判断していきたいといふふうに考へておるわけと

ておるわけと

○北側委員 これはなぜ聞いたかと言いますと、たとえは後背地に大きな都市がありますね。そういう都市があったり、いわゆる地価の比較的高いところですか。そういうところで、特に遠浅の場合の埋め立てなんてこれは非常に安く造成されるわけですね。その場合、いわゆる免許を受けた者がそういう分譲をするにあたって百分の三の免許料を払ってこれを造成するわけです。近傍類地の価格、こうなりますと非常にそこに差額が大きく出てくると思います。そういう点でこの政令で定める者というのはどういふものか、お聞きしたわけですが、そういう点について、かりに農協なりまた漁協ですね、やはり入っておるといふことですが、その差額の利潤についてどのように考えられるのですか。

○川田政府委員 背後地が都市化して非常に高価な価格で売買されているというようない地先の海面に分譲用の埋め立てを行なうという場合を想定いたしますと、やはりその価格はそうした背後地の売買価格をむしろ冷却せしめる方向で、安い価格で分譲しなければならぬという考え方でおります。適正な融資を受けた資金でございまして、それから、その利息を償還するとか、適正な管理経費とか運営経費とかいふものを中心にした価格というものでなければならぬのではないかと考えております。

○北側委員 そういふ原価計算というのはい体だれがやるのですか。
○川田政府委員 原価計算は埋め立てを行なう人がやりまして、申請書を出す際に私どもはその積算方法とか価格ももちろん報告させるわけですから、そうしたものをチェックするわけでございます。

○北側委員 そこらはこの内容だけではわからないのでいろいろお尋ねしたわけですが、それは事実上全部できるのですかね。そういう問題を一つ一つ免許権者である知事のほうできめて、都道府県でそういうことをやるのですか、建設省でやるのですか。

○川田政府委員 今度の改正の第四条の第二項に、「前項第四号及第五号ニ掲グル事項ニ付必要ナル技術的細目ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」ということで、第五号が分譲用の埋め立てでございますから、そういった技術的細目はきちんと申請書の中に入らなくてはならないと命令でこれを定めるわけでございます。それを監督官庁あるいは知事が直接審査をするということでございます。

○北側委員 それから、「埋立地に關する権利の移転又は設定の規則」ですね。「竣功認可の告示の日以後十年間ハ、埋立人又はその一般承継人が埋立地について所有権を移転し、又は使用収益権を設定しようとするときは、国等が権利を取得する場合等を除き、当該移転又は設定の当事者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」とこのようになっておりますが、これはどういう意味なんですか。

○川田政府委員 これは例でございます。所有権ヲ移転シ又ハ以下の「使用貸借ニ依ル権利若ハ貸貸借」といふところが「使用及収益目的トスル権利」の一つの具体例として掲げた次第でございます。

○北側委員 そうするとこの使用収益権、これは貸借する場合においても含まれておるわけですね。そうですね。これはそう入っておらないと、結局あの文だけで、実際内容はどうでも変えられますから、貸借でそこらの問題をやはり明確にしておかなければならぬと思つておるのです。それと、これは先ほども中島委員が聞いておられたわけですが、環境庁長官の意見を聞いて、そうしてあとどうするか、こういう質問に對して、結局その意見のとおりやっておりますか、それでいいですね。——これは先ほどから、意見を聞き、協議、同意、この間から非常にもめておる問題です。意見を聞いてそのとおりやらなければやはり環境問題というのは解決できませんから、これはほんとは法律ではつきり、先ほども何べんも言

うとおりの、協議なり同意なりにはやつてもらいたい。私たちもこれはもう強い希望なんです。しかし、あと土井さんが先般質問をやって保留なされておられるので、この問題は諦めません。最近、工業用地を含む大規模埋め立ての資料、これをいただいたわけですが、それを見ますと、ちょうど昭和三十八年当時から、三十五年当時の分もありません。大体全部大規模な分です。そうしてこの二十九件のうちほとんど、その二十六件が工業用地に利用されるようになっていまして、資料によりまして、こういう面から見ても、これは先ほどからしつこく言うようですが、環境保全の立場、こういう面を先ほど大臣が答弁されたとおりのとひどい実態が出てくるんじゃないか、そういう心配をするわけですが、この資料を見ましても、そういう点を、まあ大臣も最初にその簡単に許可しないような、こういうふうには言われたわけですから、もうこれについては聞きませんが、大臣の点もよく含んでやっていたらいいと思つておるのです。

それと、これは一つの例ですが、山口県の下松市における恋方浜の臨海工業地帯の実態、これについて、どうなっておるか、現況をお答えいただけますか。
○岡部政府委員 下松の恋方浜の埋め立ての問題につきましても、アウトラインを御説明させていただきます。

徳山・下松港の下松港地区におきまして現在百三十五ヘクタールの埋め立てが行なわれております。この埋め立ては、昭和四十六年の五月に運輸大臣が認可をいたしましたものでございまして、ここには石油精製あるいは機械工業等が立地するという考え方で出ておるところでございます。

そこで特にこの問題でございますが、この埋め立てを始めて、現実にはその埋め立てのどろは、この港の航路をしゅんせついたしましたかどうか、

をもつて埋め立てをいたしておるところでございます。ところがこの背後地のごく一部に、造成されます工場用地のすぐ背後のところ浸水事故が生じております。それでこれにつきましては現在県当局も、この現実の問題のございまして地域の住民といろいろ折衝をいたしております。近くこの地域住民と県との話し合いがつくのではなからうかという話を現在私どものほうで聞いております。

○北側委員 この下松の場合も、私の聞いたところによりまして埋め立て地を大体一坪、三・三平米二万円くらいで企業に払い下げる、このように聞いておるのです。その後背地の分は大坪五、六万、現在の地価はどのように昨年の末あたりなっておったと聞いておるのですが、こういう問題を御存じですか。
○岡部政府委員 この埋め立て地の売買価格につきましては、先ほど先生のおっしゃったとおりのことを私どもも聞いておるのです。

○北側委員 そこら私非常におかしいと思つております。実際現実の問題としていまこういう問題が出てきておるわけですね。私も下松の問題についてはきょうお聞きするから調査しておいてほしい、このようにお願いしておたわけですね。だから答えておたと思つておるわけですが、後背地のほうと価格がだいぶ変わってくるわけですね。こうなりますと完全に企業誘致で、この法律から見てもいふんおかしんじゃないか、こう私は思つておるのです。こんなのもちゃんとたすべきことはたださぬといけないんじゃないですか、こういう法律改正が出た以上は、どうでしょうか。

○岡部政府委員 確かに先生の御指摘のような問題があるわけでございます。ただ、私どもこれは非常に問題があると思つておるのです。近傍地価が、先ほどお話しございましたが、非常に高い。それと、新しく埋め立てたのが比較的、原価主義でまいますと、その差額が出る。そこでその差を近傍地価に全部上げるというようにするのが一つの考え方。ただそれをやるということ自体が、逆にい

えは地価を全体上げていくという一つの問題に、卑近な言い方でございませけれども、協力しているようなかっこうになるかもしれません。かといって、いま申しましたように地価の高騰を防止するような意味で安く処分するということが、確かに何かそこを買い手に対して特別の特典を与えているというふうな問題になるわけでありました。したがって私どもも、これは非常にむずかしい問題で、先日の議論のときにも一つの問題点として、たとえば免許料というものをどういうふうにかつておきたいという問題のときは若干そういう問題に触れたわけでもございませけれども、その辺、まだ私ども結論を得ておりませぬが、今後とも検討していきたいと考えております。

○北側委員 相手は企業なんですか、この場合は。住宅の分譲なんかと違うのですよ。だいたいその点、趣が違うと思うのですよ。そこら辺、やはり考えなければいかぬじゃないかと思うのですよ、相手は企業なんですから。あるいは住宅分譲で安く分譲して後背地の地価を押し上げていくという考え方は成り立つと思うのですよ。これは公害が出るかわからぬですよ、気をつけなさい。だいたい考え方が違うのですよ。そこら辺明確でないようですが、やはり明確にせぬといけません。思いますが、これからはもう幾らでもこういう問題が出てくる。そのたびにこういう議論をしなければならぬと思うのです。しかも今度の法律案ではその問題が、第四条関係ですか、ここではつきり出てきておるわけですからね。そこらの考え方、先ほど建設省が答弁なされたんですが、住宅分譲と企業との間の考え方をちょっと変えなければいけません。同じような答弁ではぐあいが悪いですよ、その点どうですか。

○岡部政府委員 先ほど申しましたように、確かに先生のおっしゃるとおりの問題点がございませぬ。実例といたしましてはたとえば公害防止施設——この例で申しますれば地方公共団体が造成して、それを企業に売却していくというかっこうになるわけでもございませけれども、その場合に、

地方公共団体は別にこれで商売しているわけではございませぬから、よけいにもうける必要はないという考え方ではございませけれども、最近のように公害防止のための県としての施設を必要とする、こういうような金をこらいう売却費から生み出すべきであるという実例もございませぬ。そういうふうな意味で今後とも検討していきたいという考え方でございませぬ。

○北側委員 せびともそういう問題についてはいまあなたが言われたような方向に使っていくとか、たとえば後背地との間にグリーンベルトをしようというふうに使っていくかと思うのですよ。グリーンベルトなんか、ほんとは企業がやらなければいけないような問題だと思つておるのです。しかし、漁民に対する補償の問題とかいろいろの問題が出てくると思つておるのです。また後背地に対する公害問題、そういう費用にそういう分を使っていくということ、当然やらなければならぬ処置じゃないかと思つておるのです。

○川田政府委員 まず建設省所管にかかると分るからだけお答え申し上げます。昭和二十年から四十七年までの間の、瀬戸内海沿岸各県が行なつた免許等のヘクターの敷でございませぬが、四千五百五十三ヘクターでございませぬ。そのうち国にかかると分るものが二千六百三十一ヘクター、公共団体に掛かるものが千四百二十ヘクター、その他の埋め立てにかかると分るものが五百二ヘクターでございませぬ。

○岡部政府委員 運輸省の所管の分について、瀬戸内海の戦後の造成済みと造成中のもの、合わせて申し上げますと、二万一千ヘクターが現在造成済みあるいは造成中の面積でございませぬ。

○北側委員 瀬戸内海の埋め立ては非常に多いわけなんです。これはやはり後背地が非常に都市化して埋め立てにもつてこいというふうな条件が他の海岸線より多いんじゃないかと思つておるのです。そういう点で、御存じのとおり瀬戸内海は赤潮が出まして水産に大きな被害を出しているわけなんです。昭和四十五年当時、五十四億四千万の被害が出た、こういうふうにいわれています。こういう面から見まして、これからの瀬戸内海の埋め立ての将来計画、これをどのように見ておられますか。御存じですか。

○川田政府委員 瀬戸内海の埋め立ての問題につきましては、一部、瀬戸内海を保全するための埋め立て等の規制も含めました環境保全の法律案も検討されている次第でございませぬ。私どもとしては十分慎重に抑制するという態度で臨みたいと思つておるのです。

○北側委員 これは瀬戸内海漁業調整事務局が四十六年に出した資料で、だいたい古い資料ですが、これは相当な計画になっておるのです。六万九千ヘクター近くになっておるのです。そうなりませぬ、いまでも赤潮が出てたいへん瀬戸内海の埋め立ての将来計画というものはよほど注意してやらなければ、これはたいへんな問題になると思つておるのです。

また、瀬戸内海をはずれて北九州の響灘の開発が、先ほど申し上げましたとおりやられておるわけですね。この現状もずっと聞こうと思つたのですが、時間もありませんから私がつつと申し上げますが、これはあなたのほうからいただいた資料じゃないですよ、私が取り寄せた資料です。

〔委員長退席、村田委員長代理着席〕それによりませぬとやはりほとんどが私企業ですね。私企業が非常に多いのです、この開発にしましても、これもやはり瀬戸内海汚染源の一つの大きな原因になってくるのです。この響灘の埋め立て事業の海水汚染防止に岡山県議会で決議文までつくつておるわけですね。これは環境庁と運

輸省に出されましたが、これに対してどういふ返事をなさいましたか。

○岡部政府委員 響灘の問題につきましては山口県サイドの御要望、これはいろいろの筋からいろいろの御要望があつたわけでもございませぬが、取りまとめ申しますと、まず、港湾審議会で現段階の次の計画を固めようとしておる、これはやめてもらいたいという点の一つ。それから現在実施しておる工事を中止してもらいたいということ。私どものほうに御要望としては、もうこの二点に尽きると思つておるのです。

第一点の、今後計画をどういふふうにかつておるかという点につきましては、これはもうこれだけの御要望あるいは御意見が出ておるのです、現段階ですぐ審議会にかけてこの計画をどういふふうにかつておるかはいたしません。したがつて、今後もう少し検討させていただきます。したがつて、山口県サイドも入つていただきたいということ、あるいは福岡県、それから山口県等入つて、国の出先機関も一緒に入りまして、現在もまだいろいろこれは検討している最中ではございませぬ。それが第一。

第二点の直ちに工事を中止せよという御要望でございませぬが、これにつきましても、どうも工事を中止させるといふことは現実には非常に困難でございませぬ。ただ現実の問題といたしましては、現段階でこれは非常に被害を出したという工事の方法、これはたしか四十六年だったと思つておるのですが、その時点でやりました工事の方法が非常に悪かつたといふことはございませぬ。これについては嚴重に注意を發しておりますけれども、現実の問題として、現在非常にスローテンポに工事が落ちております。現実の問題として、いろいろな御要望の問題、環境破壊に通じる点については十分配慮をしてやつていくことでもいま措置いたしております。したがつて、そういうふうな内容の御回答を申し上げます。

○松村政府委員 ただいま申し上げましたように、この法律は手続法のままの姿に一応なっております。しかし、これを改正しなければならぬ理由をいたしましては、現行の手続法そのものが非常に不備な点があるということでこれを改正しなければならぬと思っております。それはどういふところから起こったかといふことは、やはり現在の埋め立てが環境面等にいろいろな問題が起きてくるという事実がございます。こういう点を改めるべく、現下の情勢にかんがみまして、この埋め立てを、適正かつ国民の福利全体に資するような目的にこれを使うという理念を持ってやりたいと思っております。

○渡辺(武)委員 この法律を改正しなければならぬといふことは、これは提案理由の説明の中にも書いてございますように、いまの社会情勢に適合しなくなってきたのだ、こういうことが書いてあるわけですが、埋め立てによって環境が破壊されるとかあるいはいろいろな諸権利が侵害されていく、そういう弊害がたいへん多くなってきたんだ、したがってそれを極力規制をし、そういう弊害を取り除いていきたいのだ、こういうことがおぼろげに述べられるわけですが、私は、しからばその埋め立てをするのは一体何の目的であろうか。埋め立て後の問題は、もちろんあまり自然を破壊しないようにしたいかなければいけないことはこれは言をまたないわけでございます。埋め立てをするのは一体何の目的であろうか。工場団地をつくるための場所をつくるための場所か、国民のいこいの場所をつくるための場所か、その辺がどうも明確にされていないのですから。実際の実績を見ても、住宅といふのはきわめてわずかな面積、工場敷地が非常に膨大になっておる。干拓事業で一つ埋め立てれば農業も入るわけですが、それらを除けば、主として産業を進展させるために公有水面を埋め立てていった、こういうのがいままでの実際には実績であろうと思っております。

すよ。ところがそのために、おっしゃっているようにいろいろな問題が出てきておるのだとするならば、今後の埋め立てについては一体どのような感覚でもってやっていかなければならぬのか、こういうことがほんとうにしっかりと理解をされ、認識されていかなければならぬ。同じことが繰り返されていってしまふおそれがある、こう考へておるものですか、ちよつとどういふ方向が好ましいのか、どういふ方向がいいかと思ひになっていらつしやるのか、お答えを願ひたい。

○松村政府委員 先ほど申し述べましたように、この法律は手続法でございます。計画法ではないということから、埋め立てをこの法律によってどういふ方向へ持っていくかということをご議論されているわけはございません。国土の利用の適正化、こういうことは別の計画的なものも考へるべき筋合いかとわれわれは考へております。ただし、埋め立ての申請が出てきたものを、これが国土の利用上適正であるかどうかというところの判断はやはりしなければならぬということでございます。現在私どもの考へておりますのは、埋め立ての方向につきましては、いままでの企業一辺倒ということではなく、これは住宅地その他の造成、こういうものも重要でありますし、あるいは緑地の造成も必要でございます。こういう総合的な面におきまして、ケース・バイ・ケース、その場所におきましてそれが適当であるかという判断のもとにやっていくべきであるというふうに考へておる次第でございます。

について埋め立て許可を申請をされる。その申請をされた書類をチェックするときのみ、この国土が適正に利用されるかどうかをチェックできるのだ、こういう状態です。本来、私はそれはいけないうことであつて、むしろ法そのものあるいは埋め立ての目的というものが厳然とあつて、それに向かつて申請を出されるというのが普通であるわけですね。それが逆の立場になつておる。したがつて、埋め立てを計画するほうは一体どういふ考へ方でその申請をするかわけがわからぬのですよ。書類が出てきて初めて審査をするときに、国のほうはそれから、国土が適正に利用されるのはどのほうが好ましいかという基準に従つて――基準もきまつておるわけじゃありませんが、頭の中で考へられて、そしてチェックをしていく、こうおっしゃるわけですから、これはきわめて不適当な方向ではないであらうか。ために、せつかくそういう問題が起つてきて法改正をしようとするんだつたら、そういう目的を厳然とつたわれることが必要ではなかつたか、こう思つたわけでございます。しかし現実には提案されておるものはこれらが明確にされておるもので、余すところは、許可申請の出たときに、従来の考へ方と大きく方向を転換した方向でその取り扱ひをしていただくかなければならぬ、かように思つたわけでございます。

それでは具体的に若干法案の内容について御質問をしたいと思います。その前に、本来、埋め立てを計画し、許可をする、その末端はやはり都道府県知事であるわけですね。現実の姿を見ていきますと、事業主体といふものはほとんど地方自治団体、県もしくは市町村になつてしまつておる。まあ大きなものになればほとんど県自身が、県の企業局あたりが埋め立てを担当しておる。いわば知事が計画し、自分で認可をする、実際にはこういふ形になつておるわけですが、そこで国のほうのチェック機関としては主管大臣がこれの認可を与えるということになつておりますが、ほんとうに詳細にわたつてそれら

がチェックされておるかどうかについては、私はたいへん疑問があるのです。と同時に、実はそのように地方自治団体、あるいは民間が埋め立てする場合もあるか知りませんが、現今では公有水面の埋め立ての坪当たり単価は数万円に及んでおると思ひます。したがつて相当に大きな資金になりますから、地方自治団体が埋め立てを行なひましても、持つておるだけでも金利がござんでいく、早く処分をしなければならぬ、実はこういふ立場に立たされておるわけなんです。そこで、規制面、利用面、いろいろ考へられておりましたが、その資金を早く回収するために国の考へ方とやらはらな処分がなされていかないかどうか、実はこの辺にたいへん心配な問題があるわけでございますが、その面にまでも実際には国のチェックが及んでいないと思つておるのです。ただ、埋め立てをするときそれが適法かどうか、あるいは利用目的はどうかという簡単なチェックであつて、実際を見るときはほとんどが、県の計画が国では普通通りをしていっておるのではないであらうか。その結果が従来の繰り返しのようになってしまつておる。

だから、本来こういふばく大な資金を要するよりの広域的な埋め立てについては国そのものがやらないと、地方自治団体にまかしておいたならば、これは資金に限度がございますから、銀行から借り入れをしてきて埋め立てを行なつた、一日も早く処分をしなければその金利負担がどんどんかさんでいくという現実の姿を見るときは、はたしてそれでいいであらうか、この疑問を持たざるを得ないわけですね。ほんとうに国土を適正に利用するといふ立場から見れば、もつと国が大乗的見地から国費を投入して、そしてあわせて無理な処分をしなかつていよいよ方向、それこそほんとうに国土の有効適正な利用に通じていくと思つたのですが、実際いまの姿といふものはそういう方向ではないのではないかと、こう考へるのですが、この辺はいかがでしょう、大臣。

○金丸國務大臣 渡辺先生のおっしゃられることは、私もまさにそのとおりの感があったすわけでございます。国でその一部を持ってやるなり、あるいは対案を持ってやるなりということになれば、いろいろの意味で非常によき結果を得られると思うわけでございますが、いまの状況ではそれができないわけでありまして、しかしそういう面につきましては十分なチェックをして、それが途中で手放さなくちゃならぬようなものに対しては、今後許可、認可というような問題は差し控えなければならぬというように考慮を考えなくちゃならぬ。しかし根本においては、国土をふやすというように面から考えたら、国が持つことも至当であると私は考えます。

○渡辺(武)委員 私は、そのような基本的な問題について、ほんとうはもう少し整理をしていただかないといけないのではないであらうか。いろいろな問題が派生しておるのも、つまりは旧来の法にのっとって、そして事業主体というものが民間であり地方自治団体だ、こういう立場で公有水面というものが埋め立てられておるから、国は環境権、漁業権等々からチェックをしておるというだけでございまして、実際にその費用を回収するためにたいへん処分を急がれておるのです。本来公有水面であり、一般国民が共有をしておる水面を埋め立てたならば、これは本来的には国土であるべきであって、それに資金を投入したからその所有権が簡単にその方に移ってしまうというふうな、そういう方向ではたしていいんだろうか、この点もたいへん疑問を持たざるを得ないわけですね。だとするならば、本来はやはり国がやるべきではないか。ほんとうに必要なならば国がやるべきではないか。環境の問題、いろいろな問題を十分に調査をして、その上になおかつ国として必要なものであり、国土として有効に利用しなければならぬという立場から見れば、当然民間や地方自治団体にまかせるべき問題ではないのではないか。むしろ、まかせるならば国自身が相当資金的な補助をし、そしていろいろな問題が起き

ないようにするとともに、やはりこの所有権の問題についてはもう一回考え直してみなければいけない問題が残っておる。いまのような状態のままです。県なり民間なりにまかしておくならば、いま起こっておるいろいろな問題は、私は基本的に考え決して解決できないのではないであらうか、それを心配するためにはどうも質問をしておるわけですね。どうもこの一部改正だけではまだ、環境を守るためにも不十分であるし、あるいはいろいろな諸権利を保護するためにもたいへん不十分な法改正ではないであらうか、こういうふうな私には実は考えておるわけなんです。まあ、一部の人はよければ、むしろ簡単なこの法改正でも反対だ、いまの法律そのものを残してでもらいたいという意見もあるようございまして、それらの人々は、ただただ公有水面を埋め立てて自分の土地になればいいんだという考え方が主体をなしておる。環境がどうなるかと付近の景観がどうなるかと知ったことでない、所有権さえ自分のものになれば、そして利権に結びつけば、こういうふうなものがどうも主体になりがちでございまして。

そう考えていきますと、根本的にやはり公有水面の埋め立てという問題については私は考え直さなければならぬ時期が来ておる。単なる今回提案されている一部改正だけでは、いままでの矛盾を解決することはできないし、さらには、これからほんとうに国土を適正に利用していかうという考え方にも実際にはそぐわないのではないかと。さりとて旧法があるわけですから、これを廃案にしてしまつて一切公有水面埋め立て禁止法としてしまえば別なんです、公有水面埋立法なるものがあるがゆえに、これを廃案にしない限り依然として続いていきまうわけですから、何らかの規制強化は加えていかなければならぬと思はれます。しかしそれだけで、せっかく法改正をするならば、そのよき基本的な問題についてこの際あらためて考え直さなければいけない重大な時期に来て、いるんだ、私はそう考えるのですけれども、大臣、いかかでございますしやうか。

○金丸國務大臣 先ほど来私も申し上げておるわけでございますが、この法案につきましても、まさにぬるま湯に入っているような感じがするということも申し上げたわけですが、まさに、一部の改定というところで基本的な改正でない。公有地の埋め立ては埋め立てた者の所有地になるというような問題等につきまして、いろいろ検討しなければならぬ問題点があったわけでございますが、十分にその点は心得ておるわけでございますが、しかしこれもいろいろの所管の関係もありませんし、十分各官庁とも連携をとりながら今後の成案にまつとということではなければならぬ。しかし私は、この一部改正ではこの法案の全きを得たというのではないということだけは先生の御指摘のとおりだ、こう考えております。

○渡辺(武)委員 きわめて不備な法案だということとを大臣もお認めになつておるわけですから、本来なら逐条審議に入る意欲があまり私はないわけです。全体がどうも不備な法案で、ぬるま湯に入つておると大臣みずからおっしゃつておるわけですから、その不備なものを生懸命逐条審議するといふのはどうもこちらもおかしな感じがしてくるわけでございますが、しかし一応は出されておるわけですから、この法案についての若干の疑点を質問をしておきたいと思つておるわけです。

第三条に、これら御質問があつたかと思つておるが、いわゆる出願事項の縦覧の項、これは今回の改正によって新たに設けられた問題ではないかと思つておるわけでございます。まあ普通の一般的な許認可のような問題も、利害関係者がいる場合は、一つのものごとがきめられていく場合にそれらの決定事項、出願の内容だとかあるいは決定の内容だとかというものが縦覧をされる、あるいは告示される、こういう状況で実は利害関係者に知らされておるというのが一般的なことなんです、今度新たにつけ加えられた条項ではあるにいたしましても、このような一般的な形式なことではほんとうに住民の意見なんか十分参酌できるだろうか、あるいは市町村議会の意見というものが十分に参酌

できるであらうか、たいへんに疑問に思つておるわけでございます。ほんとうに市町村の意見が——議会の議決を経なければならぬ、こういうふうになつておるわけですが、それがこの決定にあつてどのような実効性を持つものかというふうにお考えになつておるでしょうか。

○川田政府委員 先生の御趣旨のとおり、第三条におきまして、今回初めて改正によりまして、免許官庁である都道府県知事が埋め立ての免許の申請を受理した場合、遅滞なくその事件の要領を告示する。それから所要の事項を告示した日より起算いたしまして三週間公衆の縦覧に供し、かつ期限を定めて地元市町村長の意見を徴する。そうして地元市町村長はその意見を述べようとするときには議会の議決を経るという手続を規定した次第でございますが、地方自治の精神から、また住民の意向というものを非常に行政の上に反映させなければならぬ現在の情勢でございまして、地元市町村長、市町村会が反対であるという議決をした免許申請を都道府県知事が免許するということはおそらく考えられないというふうな私どもも思つております。

○渡辺(武)委員 考えられないと思つておるだけではないへんなことであつて、たとえば二、三の市町村に賛成を、一つの市町村が反対をするというふうな場面も当然起こつてくると思つておるわけですね。あるいはさらに、その同じ市の中で、市議会が賛成をしたけれどもその市に存在する漁業組合は反対をしたとか、いろいろな問題が起こつてくるわけですね。そういう場合に、それらの反対意見というものは一体どう処せられていくであらうか。つまり、簡単に数の上で賛成二、反対一、したがってこれはやるべし、こう簡単な結論が出されていくものかどうか、こういうことを実はお聞きしてはいるわけですね。

○川田政府委員 先生の設例を前提にいたしましたけれども考えますと、数市町村にまたがるような埋め立てというものはおそらくこれは当然大臣の

認可事項になると私も考えます。大臣の認可事項に上がっておきます場合においては、地元の人々の市町村の大部分の者が反対する、反対者があるという場合には、そういった反対の原因とかそういうものをよく突きとめた上でなくてはならないと思ひます。

○渡辺(武)委員 しごく当然なことをおっしゃっているだけであつて、多数の方が賛成をされ、特定の部門、実際に公有水面にいろいろな権益を持つておる方々が反対というような場合、これも往々にして起こつてくると思ひますよ。

〔村田委員長代理退席、委員長着席〕

市町村にいたしましても、その市町村の中において特有の、公有水面に対して諸権益を持つておるグループ、これがあつてから、全体的に見ればたいして関係のないようなこともあるいはあるでしょう。しかし、私は特に重要視しなければいけないのは、直接的にそれらに権益を持つておられる方々の意見というものが一体どのように尊重されていくであろうか、こういう心配が実はあるわけですよ。この法案を讀む限りではどうもその辺もたいへん不十分ではないであろうか、この思ひざるを得ないのです。

たとえば第五条でしたか、いわゆる公有水面における権利者、権利を有すると称する者が列挙してあるわけですが、この法律に列挙してある公有水面における権利者だけではないのではありませんか。またまたそのほかにもたくさんあるのではないかと。きわめて抽象的な文句ですから、あるいは具体的に政令等でおきめになっておるのかどうか、その辺よくわかりませんが、もしもこれがさらに具体的に政令等できめられておるのだとおっしゃるならばそれについて御説明を願ひたいと思ひます。いずれにいたしましても私はここに書いてある一号から四号、これだけではどうもまだまだ漏れてる人たちがたいへんあるのではないだろうか。さらには間接的な権益者といまつか、間接的に影響を受けられる方々、これらの方々は一体どう保護を受けるであろうか、こういう

う点が実はたいへん疑問に思つておるわけですが、その辺は何か説明できますか。

○川田政府委員 埋め立て人が申請書を提出するにあつて、申請を行なうにあつて完全な同意を得なければならぬ対象として掲げているのは一号から四号まででございますが、そのほか埋め立ての利害関係、影響を受ける方がその周辺に当然おられるわけでございます。そうした方々につきましては、具体的な実害がある場合には当然民法の不法行為責任によりまして損害賠償をしなければならぬことになりまして、したがって申前に、そうした方々とは損害賠償を行なうなりあるいは損害賠償の予約を行なうなりという行為が当然必要になると思ひますけれども、法律上の義務づけとして同意を得て持つてこいというわけでございます。そこでこういう条文の表現になつておりますが、運用上そうした方々を無視してはならないと思つておられます。

○渡辺(武)委員 無視してはならないのではなくて、十分にその権益は保護されているかということなんです、気持ちだけをお述べになつておつても、あなたは無視しないようにやつていきま

す、無視してはならないと思ひます、これだけでは実はその実際の該当者は済まされない問題であつて、本来、その実際の関係者は十分に保護されるであろうか、こういう疑念があるから、その辺については十分に万全な対策をとられますか、このお聞きしているわけですよ。ところが十分考慮をしなければならぬと思ひますという御返事では、これは私は疑念が解明されたとは言いがたいわけですよ。十分にそういう方々の権益も守られていくのです、これこれこういう状況でという、こういう答弁をひとつお願いしたいと思つておるのです。

○川田政府委員 民法の不法行為の規定によつて保障されている方々でございますから、そうした方々の権益に対しても絶対に支障を与えないようにいたします。

○渡辺(武)委員 実際にはいろいろな問題が起

こつておるのですよ。漁業補償一つにいたしましても、いま述べられておるようになりまして、幾ら民法の規定といえども、補償に万全が期せられるというふうな状態ではないわけですよ。したがつて、私はもう少しこの法律によつて、それらの保護事項あるいは賠償事項、損害賠償ですね、これらのものがやはり明確に規定づけられていないわけはないか、こう考えるわけでございます。

さらに、今回の法改正によつて追認制度というものが廃止をされておるわけですが、従来追認制度がたいへん多かつた。ところが、廃止をされたといつた場合でも、実際に工事施行者がやつてしまつた場合等が考えられるわけですね。原状回復は不可能だ、こういうふうな場合を見ていきますと、またこれにもいろいろ免除規定が述べられておるわけですが、規制は強めてみたけれどもまだまだほかの条文等で関係あるのがたいへん多くつられてしまつておる、こういう感を強くわけですよ。したがつて、本来、許可を与え、工事が進捗していく上において、一体だれがその監督をしておるのでしょうか、この埋め立て工事そのものは。

○川田政府委員 免許権者である都道府県知事が監督いたします。

○渡辺(武)委員 先ほども言つたように、都道府県が工事主体になつておるのですよ。だから工事をやる人、その人が自分自身を監督しておるわけだ。だからその辺にも実はたいへん問題があるわけですよ。ほとんどが公共団体が工事主体となつて埋め立てをしておるところが非常に多いわけですよ。これはお調べになつておるからおわかりだと思ひますが、その事業主体が実は監督者である。それはどうなるんだらうか。自分でやりながら、おい、いけないぞ、自問自答しながら埋め立て工事をやるのか。にもかかわらず、実はたいへんないろいろな追認をしなければならぬというふうな事情が起きてきておる。これは皆無とは言へませんね、実際には。だからそういう場合には、

いやしくも県が主体となるような場合には、その上の機関がこれをチェックするといふようなことがなければたいへん問題があとに残されてしまふのではないかと。工事主体即監督機構、こういう状態ではいけないのではないだろうか。まあこういうふうな質問するところを、それは大臣が許可をしておることにまつておるわけですよ、という返事が返つてくると思つておるのです。しからば、国の機構の中で許可を授けた大臣が工事に対するどういふ監督をしていらつしやるか、こういうふうにお聞きしたいわけですよ。

○川田政府委員 無願埋め立てのケースを考えてみますと、免許権者である県知事、企業体としての県がそのような無願埋め立てをやつたという例は、私どもとしてはいまのところ皆無だと思つておられます。無願埋め立ての実際のケースといふことになりましたと、大体考えられますのは、もちろん法について全く無知な地元の住民の方といふケースもござりますが、大体半分以上のケースは、いろいろな市町村の事業として行なう他の工事、たとえば漁港工事というふうなケースについての無願が多く発見されておりますが、それ以外の方に市町村が行なつた無願埋め立てというものが、この監督といふことではございません、それは地域を管轄しておる都道府県知事が監督を行なうといふことで一応差しかえないのではないかとお聞きしたいわけですよ。

○渡辺(武)委員 差しかえないのではないかとおっしゃるけれども、現実に埋め立てがされておる、認可以外に埋め立てがされておる、そういうのはおにも市町村の主体の工事だといふおつたけれども、それ自身をお認めになつておるわけですよ。したがつて、その埋め立て工事自身の監督のやり方、実際、許可をしてからあと、それが適法に埋め立て工事が進められているかどうかのチェックはどをやつていらつしやるのですか、こう先ほどお聞きしたわけですよ。現実には、県が主体になつておるところはほ

とんどありません、こういう返事だったわけですから。しかし市町村がやっているところに間々そういうものがあります、こういうことですから、例えば、県当局が認可をした、その認可したあとの工事の進捗についての監督というものがきわめて不十分ではないか、こういうことが言えるわけですから。国はそれに対してどのような処置をとられておるか、こういうことをお聞きしておるわけですか。

○川田政府委員 いままで埋め立て行政の反省という点からまいりますと、追認というよりな制度に甘えて、無顧埋め立てというよりなケースもわりあい甘く考えられていたというふうな私どもも反省している次第でございますが、今回の改正を機に、そうした無顧埋め立てというふうなことが絶対にないように、監督する立場である知事に対して、建設、運輸両省で十分に指導通達等も出して、まずそのような無顧埋め立てがないようにいたしますとともに、また工事中の監督等につきましても、適正化の指導を十分やしていきたいと思っております。

○渡辺(武)委員 質問が重複いたしますからなるべく避けてまいります。最後に環境の面について、これはいろいろな方々からすでに御質問になっておりますので、私は別の角度から環境面を取り上げたいと思っております。

つまり、公有水面を埋め立てをする場合は、泥土あるいはスラッジ、土砂等によって埋め立てられてまいります。したがって、その埋め立てられたあとは、これは山林等と異なりまして一木一草も実ははえていないのですよ。見渡す限り広漠とした土地が展開しておる。したがって、本来この埋め立て地には、環境を守る最小限のものとして三分の一ぐらいは緑化を義務づけなければいけないのではないかと。多少書いてはありますけれども、本来的にはつきりした義務づけを行なう必要があるのではないかと、こう考えるわけですか。特に今回そのようないか、こう考えるわけがないと思いませんけれども、それは環境を守る上か

らいつてたいへん必要なことであろう。前回の当委員会におきても都市緑地を拡大をしていくというところが論議されておったわけですが、新たに公有水面を埋め立てて日本の国土が広がっていくところ、ところが広がった国土は、いまま申し上げておきますように一木一草もはえていない荒廃たる土地になっているわけですよ。したがって、公有水面の埋め立てをする場合のその土地については、少なくとも三分の一ぐらいは緑化しなければいけません、植樹をしなければいけませんという義務づけが必要ではないか、こう考えるわけですが、いかがでございますでしょうか。

○川田政府委員 私どももいたしましては、このたびの改正の第四条の「免許の基準」の中に、第四号「埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模が適正ナルコト」ということで、緑地、空地というふうなものの適正な規模をこの条項によりまして確保する考えでございます。

○渡辺(武)委員 「埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模が適正ナルコト」と、第四条第四号に書いてある。したがってこの中で緑化を義務づけていくんだ、こうおっしゃっている。それで間違いないんですか。

○川田政府委員 そのとおりでございます。まして、何十万坪の敷地に松の木を一本植えたら緑化になるのかどうか。その辺を少なくとも面積の三分の一ぐらいは緑化せしめるべきではないか、私はこの意見を申し上げておるわけですよ。いまこの法律四条四号により緑化が義務づけられてあるんだとおっしゃいますが、その義務づけられている面積はどの程度なんですか。敷地に対してどういふ割合なんですか。

○川田政府委員 四条四号の運用に關しましては、同じく第四条の第二項で「前項第四号及第五号ニ掲グル事項ニ付必要ナル技術的細目ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」ということで、命令の中にそうした必要な原則ないしは基準のようなものを私どもとしては掲げたいと思っておりますが、それが埋

め立て地の面積の何分の一であるかというようにすることにつきましては、まだ私どもとしては検討中でございます。

○渡辺(武)委員 少なくとも法律が提案をされておるわけですからね。「政令」とか「命令ヲ以テ之ヲ定ム」というような、その命令の内容とか政令の内容の要綱ぐらいは実際は当然もできていないければならないのですよ。まだ全然ございませぬか。

○川田政府委員 いわば環境アセスメントに關連する所とした項目につきましては、環境庁とも十分相談いたしまして、運輸、建設、関係省庁で今後至急検討を続けて、なるべく早く基準というふうなものを定めたいと思っておりますが、現在のところまで作業はそこまで進んでおらない次第でございます。

○渡辺(武)委員 委員長、すでに法案が審議されておるわけですから、こういう法案の中に「政令」とか「命令ヲ以テ之ヲ定ム」というような問題については、当然その細部にわたって、それは完全なものができていないまでも、要綱は当然できていなければならぬと思っております。

にもかかわらず、当局の答弁は、これからまだだ所管庁と相談をして一生懸命に努力をしていきます、こういうことですか。本来からいけば、それ一言でもってこの審議はほんとうはできないわけですよ。実際には、法案の審議に入つた、疑点が出てきた、これはどういふことになっていくのですかとお尋ねをする、いま関係各省と相談をしてこれから一生懸命に煮詰めてまいります、こういうことですか。これは重大な問題だと私は思っております。実はこの法律の中にあります「政令」あるいは「命令ヲ以テ之ヲ定ム」と、昔のことばで書いてありますが、こういうものについては至急次の委員会までにその要綱を出していただきたいと要望して質問を終わります。

○服部委員長 清水徳松君。

○清水委員 大臣がおられますので雑件のほうから御質問を申し上げます。

まず最初に、埋め立てについての現在進行中のもの、あるいは計画されているものについて、用途別、埋め立て主体別、またその施工範囲、面積、それから期間、そういった今日の埋め立てについてのいろいろな状態が一望にわかるような資料をいただきたいと思っております。特に埋め立て後の、いわゆる分譲するのにかしないのか、そういったようなことを含む所有関係を明確にした——所有関係がまだはつきりしないものもあるでしょうけれども、可能な限りそういったようなものを明確にしたものをぜひお見せを願いたいと思っております。現在あるならばぜひお見せを願いたいと思っております。いかがでしょうか。専門調査室のほうからいただいた概括的な資料はここにありますが、ですからもう少しまかかってくるものをぜひお見せを願いたいと思っております。

○川田政府委員 運輸省と多少食い違いがあるかもしれませんが、御趣旨に沿つた資料を、先生に御相談の上で至急つくりまして、提出したいと思っております。

○清水委員 お願いします。

次に、現在日本の国内における埋め立て地の面積というものがどの程度のものであるか、お知らせ願いたい。

○川田政府委員 私どももいたしまして現在把握しているものは昭和二十年から四十七年までの埋め立ての実績でございますが、十一万二千七百二十六ヘクタールという数字を把握しております。

○清水委員 それがどのような形で現在利用されているか、それをお知らせ願いたいと思っております。それからついでに、これからの程度の埋め立てが予定されておるか。それだけなら多少おわかりじゃないかと思っておりますので一緒にお知らせ願います。

○川田政府委員 概括的な利用目的といたしまして、住宅用地、工場用地、それから農業関係用地、公共施設その他の用地というふうに分けて整理いたしますと、住宅用地が四百十七ヘクタール、工場用地が三万八千六百十七ヘ

クタール、農用地が四万五千二百二十ヘクタール、公共施設その他の用地が二万五千五百二十ヘクタールというのが十一万二千の内訳でございます。

○清水委員 これから埋め立てが可能であるというふうに思われる、いわゆる予想なんですが、その面積は大體どの程度でしょうか。

○川田政府委員 見当といいますが、定義の問題にもなるわけですが、公有水面の埋め立てが経済的採算性といいますが、利益を無視しても一応土地をつくる意味があるというふうな、そういう経済判断を別といたしますと、水深二十メートルまでの日本の沿岸の海域と申しますのは大體一百万平方キロ程度でございます。三十七万平方キロというのが日本の陸地の面積でございます。一百万平方キロというのが大體……

○清水委員 これからの程度埋め立てが予想されるかということですね。それはわかりませんか。

○川田政府委員 運輸省と建設省とでは若干その辺の立場は異なるかと思つてございまして。と申しますのは、運輸省は直接港灣計画等に基つて出てくることの埋め立ての計画というものが把握できるわけですが、建設省は全くの免許に対する認可官庁という立場で行政を実施いたしておりますので、先生の御質問でございまして、建設省としては将来の埋め立ての見通しについての数字というものを把握しておりません。ひとつ御了解いただきたいと思つております。

○清水委員 今後どの程度埋め立てが予想されるかというこの資料がないということではございませぬので、次の質問が困難になるわけではございませぬ。これは運輸省の管轄であるかと思つて、いま埋め立ての能力といいますが、それはどの程度のものであるか。埋め立て船といいますが、しゅんせつ船といふのが大體何隻くらいで、馬力として大體何馬力程度のものがあるのか。そしてそれはしゅんせつ能力、いわゆる埋め立て能力といふものはどの程度のものであるか。現在

ある隻数、それから馬力、そういったものから推してどの程度の埋め立て能力があるか、それをお知らせ願いたいと思つております。

○岡部政府委員 ただいま日本に存在いたしておりますしゅんせつ船の年間埋め立て能力あるいは船の総馬力数等について御説明申し上げます。現在わが国が保有いたしておりますポンプ式のしゅんせつ船、いわゆる埋め立てに使われるしゅんせつ船でございますが、このポンプ式しゅんせつ船は、大體馬力にいたしまして全体で約六十五万馬力でございます。隻数は、私本日ちょっと資料を持っておりませんが、大きいものでたとえ七千馬力、八千馬力、九千馬力という一ぱいの馬力がございまして、小さいものは何百馬力というオーダーもございまして、それから、このしゅんせつ船総量によりまして年間どのくらい埋め立てができるかというのは、土の量にいたしまして約四億立方メートルでございます。

○清水委員 大體、四億立方メートルというほどの程度埋め立てできるものですか。それは場所によつて違つていふけれども、さっきの質問でもどの程度の埋め立てが予定されているかというこの数字が出なかつたわけですね。したがつてこの質問もちょっと答弁いただけないのじゃないかと思つておられますけれども、埋め立て面積にして大體どの程度できるものであるか、お伺ひいたしたいと思います。

○岡部政府委員 これはおっしゃいますとおり、埋め立てますところの水深もしくは埋め立てする土地の深さ上がりの高さによつて非常に違つたわけでございますけれども、一応十メートル平均の厚さを埋め立てることにはいたしまして、四億立方メートルでございますから四千万平方メートル、すなわち四千ヘクタールということになるわけでございます。したがつて、十メートル平均の厚さとするば年間に四千ヘクタールの埋め立て能力があるというふうに御了解願ひたいと思つております。

○清水委員 それから、目下しゅんせつ船を建造しておるものもあるだろうと思つておりますが、特に東

京湾等に四十万トン、五十万トンというより非常に大きなタンカーが出入りするようになりまして、東京湾の水深は最低三十メートルは必要とするのでしゅんせつ能力を持つた新船を建造する必要があらうと思つております。それで大體どの程度のもので建造されておるか、おわかりでしょうか。

○岡部政府委員 ただいま先生おっしゃいましたように、確かに、港灣のたぐい水深でございまして、さかそういふふうなもので、全体から見ればスケールが大きくなつてきておる。そのために新しい手段を考えていかなければならないということ、しゅんせつ船も新しいもの、いわゆる大型化したしゅんせつ船をつくらなければならぬということも事実でございます。ただ、先ほど約六十五万馬力であるを申し上げましたが、この六十五万馬力というものをさらに増強するという気は現在私どもあまり持つておりません。大體このくらいで頭打ちにすべきではなからうかという考え方をございまして、したがつて、非常に陳腐化したあるいは小型であり使い道がない、不経済であるといふようなものの代替でありますか、あるいは先ほど先生も御指摘ございましたような深いしゅんせつのできる特殊な能力を持つた船、そういうようなものになるべく限定するということ、このしゅんせつ船の建造計画というものを私ども見守つておることが事実でございます。

○清水委員 そうすると、同じく六十五万馬力程度のところで押えたいということではございませぬが、その能力としては相当高度な能力を持つたものになるであらうということが予想されるわけですね。そうすると、大體四千ヘクタールぐらゐの、あるいはそれ以上のしゅんせつ能力というものが出てくるであらうと思つております。それから、水深二十メートル以上ということでは出されたデータですけれども、これからいわゆる埋め立て可能地域の面積が大體一百万平方キロということになりまして何ヘクタールでしょうか、これは大體何年分

それ以上埋め立てするとして、これから日本の埋め立て可能地域は大體一百万平方キロ、そうすると何年分ぐらゐということになりますか。

○岡部政府委員 一応、ただいま先生の数字をそのままにいたしまして、一百万平方キロでございましてから百万ヘクタール、したがつて百万ヘクタールを四千ヘクタールで埋めますと二百五十年ということではございませぬ。

○清水委員 何か数字を間違つていないですか。いまの日本のしゅんせつ能力というものは現在——これはもちろん埋め立て可能地域ですから、予想される地域の数字が出ないことにはちやんとしたことはわからないわけではございませぬ、しゅんせつ能力が非常に余つておるといふふうにはわれわれは聞いておるわけですね。したがつて、この能力をいかにして回転させるかということ、非常に苦慮しておる、したがつて今後ともほとんど埋め立てをするような方向で、この埋め立て業者といふものはそういうたような立場からも埋め立てといふことについて一そつ各方面で圧力をかけるようになってくるのじゃないかといふふうについておるものですか、お伺ひいたしたわけではございませぬ、埋め立て船が余つておるといふような状況はないですか。

○岡部政府委員 現実の問題といたしまして非常に波がございまして、現実に埋め立てをするという、いわゆる発注量というものが、一般の市況と申しますか、好不況の波より若干少しくおれてまゐつておるのが常でございませぬけれども、確かに波がございまして、したがつて、非常に不況の時代にはいまの六十五万馬力というものは余るといふことがいえます。それからちょっと景気がよくなると、いわゆる民間設備投資が少しふえてきて、工業用地需要——やはり工業用地需要が大きなウエイトを占めておられますので、工業用地の需要がふえますとむしろ若干足りないきみになるというふうなことで、必ずしも一がいに足りるとか余つておるとか、あるいは足りないとかいふ段階では

ないのじやないかという判断を私はいたしており
ます。

○清水委員 そりすると、現在ではこの六十五万
馬力という埋め立て能力というものは、埋め立て
を刺激する材料にはなっておらないということ
ですか。

○岡部政府委員 変な話でございますが、しゅん
せつ船があるからと埋め立てをしなければい
けないのだという要素が大きくなっておるとは私
考えておりません。

○清水委員 それではしばらくの間またこまかい
問題を続けたいと思ひます。

いま各地で埋め立てが行なわれておるわけです
が、ぼくが非常に関心を持ったのは、川崎市の日
本鋼管がやっておる扇島の埋め立てでございます
。ここは千葉県の山をくずしまして、船で砂や
石、砂利を運んでおるわけですが、これは運管の問
題になってからの話なんです。埋め立て自体
も、それ環境破壊である、あるいは公害源にも
なっておるか、そういうふうなことで非常に
大きな問題になっておるところなんです。すけれ
ども、この山をくずすはるもやはり同じような問題
を引き起こしておるということでございます。扇
島の埋め立てが千葉県の山をくずすと同じよう
に、神戸港のほうでも新しい港の埋め立て、そ
うしてまた建設をされておるわけですけれども、そ
こでも六甲山をくずすというふうな問題に
おるわけです。この山をくずす問題で非常に地
元で大きな問題を起こしておるわけなんです。川
砂利採取、それから採石の場合は、いま採石法ある
いは砂利採取法等に基づいて許可制となり、認可
制をとり、きびしいことではいかなくても相当
の規制が行なわれておるということになるわけ
ですけれども、しかしいゆる採石法を中心とした山
くずしには何らの法的な根拠がないというこ
とで、特に千葉県、埼玉県、神奈川県等にお
いては非常に困つておる。この場合は一山これ破
壊されるわけですから、大きな環境破壊になつて
おるわけです。それから土砂くずすれの危険、あ
るいはそれを

運ぶためのダンプ公害、こういうふうな
ものも引き起こされておるわけでありま
す。それから、その仕事のあとも、きれいに
整地までやってくればいいのだけれども、
取りつぱなしであつたらあつたらかして
おくと、こういうふうな状態になるわけ
です。

こういふような状態を見るときに、どうも埋
め立ての話をしながら山の話をするのはま
ことに関連性がないような気がするわけ
ですけれども、やはり埋め立てのほうと
同じような問題が土砂を取るほうから
も起こつておることを考えるときは、あ
なたが無縁のものではないという立場
で、これは通産関係になると思ひますが、
ひつづつ質問を申し上げたいと思ひま
す。この埋め立てのための土砂といふの
はごく一部だと思ひますが、いすれに
しろ山間部あるいは平地における土砂の
採取については今後どのような規制を
するつもりであるか。特にこの埋め
立てが行なわれておる周辺の千葉、埼
玉、神奈川等では非常に困つておる問
題でありますので、その点について通
産省の御見解をひとつ承りたいと思
ひます。

○原野説明員 業として砂利の採取を行なう者に
つきましては、現行の砂利採取法によりま
す。第一に、災害防止等に關しまして一
定水準以上の知識、技術等を有する業
務主任者、これは国家試験の合格者で
ございまして、その業務主任者を置く
ことにより、その条件を定めておるわけ
です。そして登録された業者が実際に
その地で砂利の採取を行なうとい
うことになりました場合には、災害の防
止の方法あるいは施設等に關する事項
を記した採取計画等を各都道府県知事
に提出して認可申請をするわけ
でございます。そして都道府県知事
がその認可をする場合にあたりましては、
もちろん砂利採取が他の者に迷惑を及ぼし
あるいは災害等のおそれがあるかど
うかという点を十分にチェックす
ることが、砂利採取法の十九条に規
定されておる。これがさらに災害防止
という見地から、採

取あと地の埋め戻しあるいは土どめ工
事等、必要な条件を認可の際に付す
ことができるようになっておる。またさ
らに、実際に採取が行なわれなかつた
あとにおきましても、災害防止上必要
があるといふふうな認められたときは、
十二条によりまして採取計画の変更命
令、あるいは二十三条による緊急措置、
停止命令というふうなことも発せられ
るようになっておる。そのほか、特に
この砂利採取の問題につきましては、付
近の住民あるいは関係市町村等が直接
的な利害関係を有するといふことは当
然でございます。この観点から、現行
の砂利採取法におきましては三十七
条において地元住民の声を反映させ
るよう規定も設けられておる。そ
うした要請が都道府県知事に対して
なされた場合には、都道府県知事は
必ず必要な調査を行ない、その結果
に基づきまして適当な措置を講ずると
いうふうな規定が定められておる。一
応私どもは、現行の砂利採取法の範囲
におきましては、その災害防止につ
きましては二重三重のチェック体制が
制度上はできておるというふうな考
えておる。しかし、先生御指摘のよう
に、この採取法の実際の運用につ
きましてはさらに都道府県とも十分
連絡をとりまして、こうした災害防止
の観点のより一層の徹底をはか
つていきたい、こういうふう
に考えておる。

○清水委員 いま通産省のほうからお
答えいただいたのは砂利採取法ですね。
採石法については御説明なかつたけ
れども、大体同じような形で規制を
されておるわけですか。ところが、い
ま千葉県で、埋め立てのために日本鋼
管のやつておるの、おそろしく砂利採
取法にも採石法にも規制されないよう
な形で山をくずしているのじやないか
と思はれるわけですか。現に埼玉県、
千葉県、そして神奈川県においても、
昨年七月になりましたやつといゆる
採石法に対する規制の条例をつくりま
して、何とか規制しようとしてお
りますけれども、いかにせん砂利採
取法、採石法のような法的な根拠が
ない。したがって届け出制といったよう

なことで非常になまぬるい形でこれ
を監視しているにすぎない。そ
ういふ中で、今日のような非常な
採石のためのあの破壊された状況、
荒廃した状況といふものが各地で
起こつておるのでございまして、
その点、通産省はどうかといふ
ふうにお考えになっておるか。特に
埋め立てに關係のある採石につ
いてはひとつ御見解を承りたいと思
ひます。

○原野説明員 先生の御指摘のよう
に、土砂の採取に伴う災害は人命あ
るいは他家財に対する影響が非常に
大きいわけでございます。現在商
品としての骨材、いわゆる砂利ある
いは碎石等につきましては砂利採
取法、採石法等による規制が行な
われておるわけでございますが、土
砂はこの砂利採取法、採石法の対
象外となつておる。しかし、一般に
土砂の採取等は砂利採取の場合と
非常に態様が異なつておる。土木
工事の際の整地等のための除去あ
るいは宅地造成といふような場
合が一般的には考えられるわけ
でございますが、それらにつきま
しては別に宅地造成等規制法ある
いは地すべり等防止法といふよう
な法律がございまして、それら
のほうの規制が行なわれておる
というふうなことは考えてお
ります。

○清水委員 これは取つてからの話
ですから。たとえ現在扇島の埋め
立てで取る千葉県の採石場とい
いますか、その方面、あるいは埼
玉県のおられる見聞する各地に
おいて起こつておる状況とい
うものは、全然そういうふうな
規制の網にかからないような形
で、非常に困つておるという
状態が出ておるわけでありま
す。その点についてやはり砂利採
取法ある採石法と同じような形
で採石法といふものをつくら
せて、同じように規制をしてい
くといふような御意思がないか
どうか、全く環境破壊あるいは
公害、それからあと地の処理等
においてはむしろ砂利よりもこ
れはよいかいである。特に岩石
の場合、採石法の場合なんかは、
いわゆるがけくずれといったよ
うなものの危険はむしろ土より
も少ないわけでございます。土の
場合はちよつとした風水にも非
常に流されやすいと

○清水委員 いま通産省のほうからお
答えいただいたのは砂利採取法ですね。
採石法については御説明なかつたけ
れども、大体同じような形で規制を
されておるわけですか。ところが、い
ま千葉県で、埋め立てのために日本鋼
管のやつておるの、おそろしく砂利採
取法にも採石法にも規制されないよう
な形で山をくずしているのじやないか
と思はれるわけですか。現に埼玉県、
千葉県、そして神奈川県においても、
昨年七月になりましたやつといゆる
採石法に対する規制の条例をつくりま
して、何とか規制しようとしてお
りますけれども、いかにせん砂利採
取法、採石法のような法的な根拠が
ない。したがって届け出制といったよう

なことで非常になまぬるい形でこれ
を監視しているにすぎない。そ
ういふ中で、今日のような非常な
採石のためのあの破壊された状況、
荒廃した状況といふものが各地で
起こつておるのでございまして、
その点、通産省はどうかといふ
ふうにお考えになっておるか。特に
埋め立てに關係のある採石につ
いてはひとつ御見解を承りたいと思
ひます。

いったようなことでございまして、簡単に道路をふさぎ、そしてまた簡単に河川はくずれ落ちてくる。そして先般なんかは作業員が道路工事の最中に土に埋没いたしましたし、なくなったといったような事件も起こっておりますのでございまして、そういうように採土というものはかえって砂利採取あるいは採石よりもずっと危険の度合いが大きいんじゃないか。だからむしろきびしく規制して、環境破壊なり公害なり、あと地の処理などをきっちりとした形で処理するようにすべきだと思っております。その点、採土法をつくる御意思がないかどうか、ひとつお伺いをいたしたいと思っております。

○原野説明員 先ほど御説明申し上げましたように、私どももいたしましては現行の各種関係法規の運用の強化ということである程度の規制はできるのではないかと、いろいろに考えております。特にこうした埋め立て等のために土石を採取するのはいわゆる土砂の移動というよりな形でこれをとらえるということが一般的には考えられておるわけですが、どうしてもそのよりな形では十分な規制ができない、直接土砂の採取を規制することを目的とした法律を制定するというよりなことを考える場合におきまして、先ほど申し上げました宅地造成等規制法あるいは地すべり等防止法というよりな既存の法律との関係を十分に考慮した上でなければお答えができないということではないかと考えております。

○清水委員 それじゃ現在埼玉県、千葉県、そして神奈川県、またおそらく兵庫県あるいは京都府等々で起こっております採土に対する問題について、県として条例をつくって何とかして災害を防止しよう、環境破壊から守ろうといったようなことでは、やっておりますけれども、それに対する何らかのてこ入れも通産省としては考えておられないのか。その辺のところ、あらためてひとつ御見解を伺いたいと思っております。

○原野説明員 扇島地区を対象としました千葉県の例につきましては、私どもも実はすでにある程度の情報をつかんでおりまして、千葉県当局に対

しまして、砂利採取業者に対しましては現行砂利採取法による十分な規制を行なうようにというところを指示しております。すでに千葉県におきましてもその旨の調査を行なっておりますのでございまして。ただ、その他の土砂一般を対象とした規制につきましては遺憾ながら、窯業建材課におきましては砂利採取法を所管しておりますので、その他の物資を対象といたしましたことについてはお答えを保留させていただきますと思っております。

○清水委員 各県においてはこの問題が非常に大きな問題であつて、いわゆる河川の埋め立てあるいはいわゆる公有水面の埋め立てにも現在密接に関係しておることです。さらにそののみならず各地域に非常に困つた状態として顕発しておる問題、しかも災害を起こしておる一番大きな原因でもございまして、ひとつ伺いたつたような関係都府県の苦しい状況に対して国は当然法的な根拠を与え、的確なる行政指導をそれに基づいて行なうということをやらなければならないかというふうに思っております。おそれも、おそれも保留されましたので、こちらも保留をいたしまして次に進みたいと思っております。

大臣が来られませんが、また雑件をやつていきたいと思っております。埋め立てなんかをやる場合に、やはり一番大きな問題は漁業権の補償であるようにあります。しかし、いわゆるその補償をされた、そして漁業権を放棄せざるを得なかつた漁民、あるいは漁民に限らず農民、こういったような方々は、一時的には高い補償金をもらったということでは何とか生活をしていくということではあるわけですが、長期にわたつてその方々の行く末というものを見た場合に、その後非常に生活のパターンが狂つたというか、そういうことで非常に苦しい生活、みじめな状態に落ち込んでいくというよりな状態が非常に多いわけですね。補償の額が多いからといってその後余生を安楽に送るだろうと思つたら大間違いであつて、そういうふうな人はあまり持

たことのない金が原因で墮落したり、そういうふうなケースが非常に多いわけですね。したがつて、この際やはりそういうふうな方々に對する単なる補償ではなくて、いわゆる転業のための便宜を与えていかなければいかぬ。転業のための指導を行なうのが一番大切なことではないだろうか。特に漁民あるいは農民の方々というものはなかなかこれといった技術がないから、その点非常に気を使わなければならない面ではないだろうか。特に、駐留軍労働者、これは全く関係ないと言われればあれですが、年とつてから、米軍が帰つてそして転業をせざるを得ないというよりな場合に備えて、国は離職者の特別措置法というものをつくりましてできる限りの指導を与えておるという、そういうたてまえになつておるわけですが、その点、漁業補償あるいは農地の補償によつて職を失ひ転業せざるを得なかつた方々に対して、そういうふうな転業に対する行政指導というものを行なうべきではないか、そういうふうな思つたわけですが、その点について、これは建設省のほうですね、どのようにお考えになつておるか。

○岡部政府委員 運輸省からお答えを申し上げますけれども、漁業補償をしたあとの漁民の転業もしくはその生活状態のいわゆる追跡調査と申しますか、そういう意味での問題点をいま御指摘がなつたわけでありまして、私ども非公式にいろいろな話を伺つております。ただ漁業補償したあとのアフターケアにつきましては、国が行なうというよりは、地元の事情に精通しております地元公共団体にお願いして行なうという筋道でいままでも私ども接しております。ちなみに、一つ千葉県の例を申し上げますと、昨年の末現在で、千葉県下で漁業権を放棄いたしました漁業協同組合が三十二組合ございまして、この組合員、約一万四千六百人の組合員がおつたわけでございますけれども、このうち約六千人が転業をいたしております。残りの八千六百人も転業を希望しておるといふのが実態でございます。県はこの転業のための対策協議会

を設けまして、いろいろ相談であるとかあるいはあつせん指導をやつておるところでございます。したがつて、この国としての財政援助であるとかなんとかいふのは、私どものほうの筋とちよつと筋が違ひますので、それから、そういうことは運輸省としてはしてございせんけれども、やはりこういうアフターケアをしていって、先生おっしゃつたとおりその後のことまで考えないといふかぬということには、私も全く同意でございます。

○清水委員 これは埋立法の非常に本質的な問題にも触れることになりましたが、公有水面を埋め立てるといふことは、あくまで公共団体あるいは国の責任でなければならぬ、そういうふうな思つたわけです。したがつて、そういうふうな埋め立てといったような、しかも国の責任で行なうことのために職を失つた方々に対しては、国また地方公共団体が全責任を負つて離職者対策をやるという制度的なものがやはり必要であらうというふうに思っております。特に補償の問題がございまして、補償をされた方々のその後の状態というものをみるときに、必ずしもうまくいってないといったようなことがざらに見え、むしろ一般化しておる今日においては非常に大事なことでないか。どうしてこれに法制化が必要である。駐留軍の離職者対策と同じようなレベルの扱い方というものが必要じゃなからうかというふうな、現実というものをよくよく考えたわけですね。その点あらためてひとつ運輸省から、また農業——農業のほうは来てないが、お答えを願いたいと思っております。

○岡部政府委員 繰り返しの御答弁になるかと存じますけれども、先生のおっしゃること、全く私どものとおりでございまして。私どものできる範囲内で、これは一つの事例でございますが、最近の漁業補償をいたします際に、いわゆる現金補償だけではないか。たとえば埋め立てをいたしましたその土地の一部を漁業組合に提供する。それでその土地の活用ということで長い間、言うなれば利益があるようにというよりな補償の方法等もみんな考えておる次第でございます。ただ、いまお

しゃいましたよ。な直接の離職者等に対する対策というものは、まことに恐縮でございますが、私どもの直接の所管でございませぬので、ここで、そうあるべきだとは存じますが、どういふふうにするというところのお答えは私ではございませぬので、御了承いただきたいと思ひます。

○清水委員 ほんとういへば、それをお答えできないというのじゃ、ほくら引下されぬわけがないんです。というのには、もうあまりにもみじめな状況が多いのですから。特に漁業補償を受けたよりの人、農地の補償を受けて転職するよりの人というのには、あまり技術のない人が多いわけですね。私も農村出身なんですけれども、百姓をやめたらほんとうの話何にもやるものはないわけですね。おそれる漁民の方も同じだと思ひます。ですから、それを親切に追跡調査を皆さんのほうでなさって、事態をもう少しつかんだら、そのよりの無責任な答弁は返つてこないのじゃないかと思ひます。特に補償関係でこれは政府全体として考へてもらいたいのですけれども、ダムの補償だとか、それからいろいろな公共施設をつくるに於いて転業せざるを得ないよりの、土地を取り上げられるよりの場合が非常に多いわけですね。そういうことのために転職せざるを得ないよりの結果に追い込まれるわけですね。それはむしろ協力した人たちですから、それだけ国が責任を負わなければならない、法制化をしなければならぬ責任があるだろうということであるわけなんです。

ですから、どこか一カ所、たとえば鹿島なら鹿島という一点に集中してでもいいから、よく新聞社がやるでしょう、それと同じよりに追跡調査をして、この人たちは一体どういふよりのことになつておるんだというぐらゐのことは、それこそ賢明な政府にできないことはない気がするわけなんです。そういうふうな状態をわれわれは直感的に、あちこちで見ただけですから何となくそういう感じがするよりのだけ、全般的な把握はでき

きないでおるわけですね。しかしながら政府が本気になつてその実態調査を、追跡調査をしてつかもとすればできないことは絶対ないよりの気がするのです。それに基ついてひとつ救済のための法制化をしてもらいたい。それでない、補償したつて補償だけじゃだめだといふよりの声があります。大きくなつて、おそれる何をやつたつて円滑にはいかなない。そういう補償以前の問題でひつかかつてしまふのじゃないかという感じがするわけですね。非常に重要な問題でありますので、しつこいよりの気がするのですけれども、ぜひひとつ政府として重大なる決意を持って考へていただきたい、そういうふうな思ひます。もう一べん責任のある答弁をしていただきたい。追跡調査をする決意があるのかどうか。

○岡部政府委員 またどうも繰り返しの御答弁で恐縮でございますけれども、追跡調査、これは確かに必要だと存じます。先生のおっしゃるとおりだと存じます。したがつて私ども、この企業者あるいは免許権者である地方公共団体に、こういうことをしてくれといふことをこれからは強く要望してまいります。その結果によつてわれわれがどういふふうな考へるべきかという点についての考へ方をまとめていきたいと思ひます。

そこで、先ほどおっしゃいました法制化といふのを、私ども所管だけでないからといふ意味で先ほど非常に否定的なことを申し上げましたが、現実の問題としては、本日の漁業権抹消に伴つての離職者といふ問題であるならばこれは水産庁の問題かと存じますので、これはさつそく水産庁とよく話をいたすことにいたします。

○清水委員 これは水産庁だけの問題でありませぬ。農業の問題でもあり、さらにまた林業、農林省の管轄でありませぬけれども、非常に広範囲にわたる問題でありますので、これは大臣が来てからぜひもう一回お伺いしなければならぬことになりませぬが、政府としての強い態度をぜひ聞きたいわけですね。離職者対策と同じよりのものをぜひひとつやつていただきたいというの、ほくら身

につまされるものがありますから、要求をしたいというところでございます。

○大津留政府委員 ただいまの御意見は、各省が行ないます公共事業に大なり小なりみな問題を含んだ問題だと思ひます。政府といたしましては、そういう補償の基準として閣議決定をした補償要綱というのを定めておりますが、これは建設省が一応主として研究をいたしておりますので、ただいまお話しございました転業者の追跡調査、これはサンプリングのどこかを選びまして、ぜひひとつ徹底的に調査をいたしてみたいと思ひます。その結果を踏まえて、ただいまやつております補償の要綱基準が現実に沿わないといふよりの点がございまして、これを改善いたしまして、そういう方々の生活の再建、ほんとうに転業がりつぱにできるというよりの形にもつていきたいと思ひます。

○清水委員 ほんとうは埋め立てに対する基本的な態度から始めるつもりだったのですけれども、大臣がおられますのでしたので、雑件から質問を申し上げたわけですが、その雑件の中にもなかなか答弁の得られないものがありました。本論に觸れることは、運輸大臣も含めて大臣がおいでになつてから御質問申し上げたいと思ひますので、きょうはこれでやめさせていただきます。

○服部委員長 次回は、来たる二十二日金曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時十八分散会

昭和四十八年六月二十七日印刷

昭和四十八年六月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A